

令和3年版（2021年版）

# 姫路の環境

（第56号）

—姫路市環境基本計画報告書—



姫路市 環境局 環境政策室

## 表紙の写真

### 水素ステーションと燃料電池自動車 (FCV)

国・県・市の補助制度を活用して、令和3年4月に市内初となるイワタニ水素ステーション兵庫姫路が飾磨区中野田で操業を開始しました。

姫路市も次世代エネルギーの水素を燃料とした燃料電池自動車 (FCV) を公用車として導入し、水素エネルギーの利用拡大に向けた啓発活動に取り組んでいます。

## 目次

第1章 姫路市の概況	1
1 基本的条件	1
(1) 位置・地勢	1
(2) 気候	1
2 市勢	2
(1) 人口	2
(2) 面積	2
(3) 土地利用	2
(4) 産業	3
(5) 交通	4
3 地域の環境特性	5
(1) 森林・丘陵・田園地域	5
(2) 市街地地域	5
(3) 臨海・諸島地域	5
第2章 姫路市環境基本計画	6
1 環境基本計画とは	6
(1) 計画の趣旨	6
(2) 計画の基本的事項	6
2 計画が目指すもの	7
(1) 環境像	7
(2) 基本目標	7
3 リーディングプラン	7
4 進行管理の方法	7
第3章 環境基本計画の推進状況 ー環境指標による確認ー	8
第4章 推進施策の取組状況	9
1 市民環境力の向上	9
(1) 環境学習の推進	9
(2) 環境情報の共有	13
(3) 環境配慮活動の促進	13
2 低炭素・循環型社会の構築	16
(1) 低炭素社会の構築	16
(2) 循環型社会の構築	18
(3) 環境と経済の調和	18
3 生活環境の保全	20
(1) 大気環境の保全	20

(2) 水環境の保全	23
(3) 土壌環境の保全	24
(4) 静けさの確保	25
(5) ヒートアイランド対策の推進	26
4 自然環境との共生	27
(1) 生物多様性の確保	27
(2) 身近な緑の保全と創造	29
(3) 身近な水辺の保全と創造	30
(4) 自然資源の活用	30
5 快適環境の創出	31
(1) 魅力的な景観の形成	31
(2) 歴史文化遺産の保存と活用	32
(3) 環境美化活動の促進	32
第5章 事業者としての取組	33
1 組織	33
2 姫路市環境アクション	33
(1) 計画の概要	33
(2) 温室効果ガス排出状況	34
3 環境マネジメントシステム	35
(1) 環境マネジメントシステムとは	35
(2) 対象範囲	35
(3) 目的	35
(4) 取組状況	36
(5) システム審査と見直し	36
資料	39
1 年表	39
2 姫路市環境関連条例	46
(1) 姫路の環境をみんなで守り育てる条例	46
(2) 姫路市公害防止条例	49
(3) 姫路市環境審議会条例	54
3 姫路市環境審議会	56

# 第1章 姫路市の概況

## 1 基本的条件

### (1) 位置・地勢

本市は兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置し、播磨地域の中核都市となっています。市域北部には雪彦山をはじめとする森林・丘陵に囲まれた田園地域が広がり、播磨灘には大小40あまりの島からなる家島諸島を擁しています。西はたつの市、太子町、宍粟市、北は神河町、市川町、福崎町、東は加西市、加古川市、高砂市に接しています。

#### □ 姫路市の位置



#### □ 姫路市の位置・地勢

東 西	南 北	海 抜
距離：35.7km	距離：55.5km	最高：977m
経度（東経）	緯度（北緯）	
極東：134° 48′	極南：34° 35′	
極西：134° 25′	極北：35° 05′	

資料：情報政策室

### (2) 気候

本市の気候は瀬戸内海式気候に属し、四季を通じて晴天の日が多く続きます。また、台風などの自然災害も少なく穏やかな気候です。令和2年（2020年）の平均気温は16.2℃（最高38.0℃、最低-2.7℃）、年間降水量は1,254.5mm、年平均風速は2.6m/sでした。

#### □ 姫路市の気象状況（令和2年）

月	降水量 (mm)	気温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高平均	日最低平均			
1	43.5	7.1	12.3	3.1	73	2.7	133.9
2	46.0	6.6	12.3	1.9	72	2.4	145.4
3	100.5	9.8	15.6	4.8	71	2.7	190.6
4	144.5	12.2	18.1	6.8	63	3.0	213.9
5	73.0	19.5	24.8	14.8	70	2.6	221.0
6	237.0	23.6	27.9	19.7	76	2.4	164.7
7	318.0	24.9	28.6	22.4	86	2.6	87.0
8	1.5	29.4	34.7	25.2	74	2.5	274.0
9	140.0	24.8	29.6	21.0	76	2.9	145.9
10	91.0	17.4	22.8	12.9	74	2.4	171.3
11	50.0	13.0	18.7	8.1	76	2.3	172.0
12	9.5	6.6	12.5	2.0	71	2.6	202.0
年間	1,254.5	16.2	21.5	11.9	74	2.6	2,121.7

資料：気象庁気象統計情報

## 2 市勢

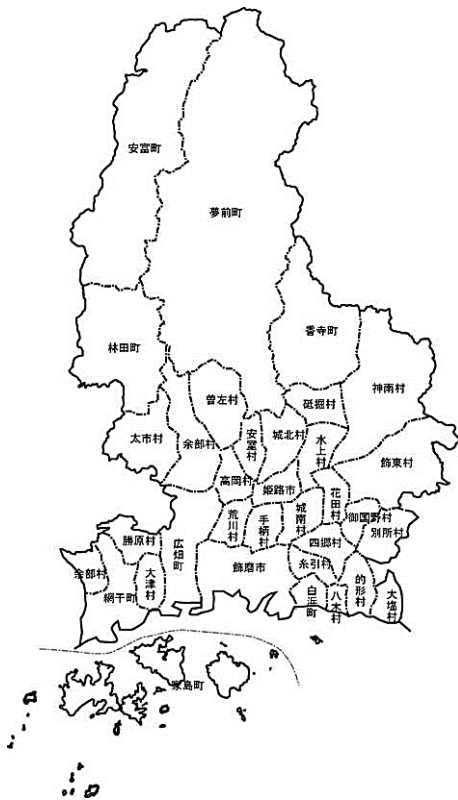
### (1) 人口

明治22年（1889年）4月1日、全国30市とともに我が国で初めて市制を布いた当時、本市の人口は約25,000人でした。明治45年（1912年）の飾磨郡国衙村、市殿村の一部合併をはじめとする数次の合併によって昭和11年（1936年）に人口が10万人を超え、第二次世界大戦により中心地のほとんどが焦土と化したものの、昭和21年（1946年）には1市3町3村と合併し人口が倍増しました。その後も平成18年（2006年）に家島町、夢前町、香寺町、安富町を編入するなど合併を重ね、現在では人口が52万人を超える県下第2の都市となっています。

### (2) 面積

明治22年（1889年）に市制を布いた当時の面積は3.03km<sup>2</sup>でしたが、市町村合併や公有水面埋立等により、令和3年（2021年）4月1日現在、534.35km<sup>2</sup>となっています。（一部境界未定のため総務省統計局が推計）

□ 市域の変遷



□ 市勢の推移

年次	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (戸)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
昭和60	271.72	135,618	452,917	1,666.9
平成 2	273.13	143,522	454,360	1,663.5
7	273.98	158,818	470,986	1,719.1
12	274.31	169,765	478,309	1,743.7
17	276.00	178,987	482,304	1,747.5
22	534.43	205,587	536,270	1,003.4
27	534.33	212,801	535,664	1,002.5
令和 3	534.35	224,278	526,754	985.8

資料：国勢調査（10月1日）

令和3年は毎月推計人口（情報政策室）（4月1日現在）

### (3) 土地利用

本市では、都市の健全な発展と活性化を図ることを目的に、住み、働き、学び、憩い、遊ぶという都市機能の充実と秩序ある土地利用を確立するため、将来都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めています。

また、地域住民との協働により、地区の個性を重視したきめ細かな土地利用の誘導を図っています。

□ 都市計画区域・用途地域

令和3年3月31日現在

種 類		面 積 (ha)	構 成 比 (%)	
都市計画区域 (旧姫路市・旧香寺町)	市街化区域	第一種低層住居専用地域	623	1.2
		第二種低層住居専用地域	407	0.8
		第一種中高層住居専用地域	1,351	2.5
		第二種中高層住居専用地域	1,810	3.4
		第一種住居地域	2,235	4.2
		第二種住居地域	447	0.8
		準住居地域	199	0.4
		近隣商業地域	415	0.8
		商業地域	285	0.5
		準工業地域	726	1.4
		工業地域	997	1.9
		工業専用地域	1,560	2.9
		小計	11,055	20.7
	市街化調整区域	19,698	36.9	
小計	30,753	57.6		
都市計画区域外 (旧家島町・旧夢前町・旧安富町)		22,682	42.4	
合 計		53,435	100.0	

資料：都市計画課ホームページ

(4) 産業

本市は、温暖な気候、豊かな播磨平野と穏やかな瀬戸内海の恵みを受けた県下有数の農林水産業を有しており、近年では、地域で生産した農水産品を地域で消費する地産地消の推進に力を注いでいます。

また、明治以降、臨海部では化学工業や鉄鋼業などの重工業が発達し、姫路駅周辺地区を中心として活発な商業活動が営まれるなど、播磨地域の中核都市として発展してきました。

□ 姫路市の農林水産業

農 業	耕地面積 (令和3年2月26日現在)	4,490 ha
林 業	林野面積 (平成2年3月31日現在)	30,560 ha
水産業	漁獲量 (令和元年)	7,052 t

資料：農林水産省「作物統計調査」、農林整備課、水産漁港課

## □ 姫路市の工業

従業者4人以上の事業所対象  
事業所数及び従業者数は令和元年6月1日現在  
製造品出荷額等は令和元年

産業分類	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等 (万円)
食 料 品	121	4,244	11,608,557
飲料・たばこ・飼料	14	524	3,383,382
織 維 工 業	27	853	1,917,258
木 材 ・ 木 製 品	14	179	438,785
家 具 ・ 装 備 品	14	183	261,430
パルプ・紙・紙加工品	30	878	2,897,052
印 刷 ・ 同 関 連 業	57	1,115	2,638,388
化 学 工 業	29	3,813	40,923,601
石 油 ・ 石 炭 製 品	8	312	864,240
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	35	1,324	4,819,346
ゴ ム 製 品	8	729	3,005,226
なめし革・同製品・毛皮	43	573	1,021,621
窯 業 ・ 土 石 製 品	23	996	2,737,710
鉄 鋼 業	52	5,406	65,852,953
非 鉄 金 属	11	572	1,972,566
金 属 製 品	139	3,200	8,229,114
は ん 用 機 械 器 具	64	2,320	6,073,189
生 産 用 機 械 器 具	81	2,339	6,147,524
業 務 用 機 械 器 具	11	1,896	14,662,456
電子部品・デバイス・電子回路	11	1,777	7,815,913
電 気 機 械 器 具	57	11,351	52,723,091
情 報 通 信 機 械 器 具	7	265	1,446,676
輸 送 用 機 械 器 具	41	2,409	4,782,888
そ の 他	29	1,166	2,472,151
総 数	926	48,424	248,695,117

資料：情報政策室ホームページ「姫路市統計要覧（令和2年版）」

## □ 姫路市の商業

平成28年7月1日現在

区 分	合 計	卸売業	小売業
事 業 所 数	5,044	1,356	3,688
従 業 者 数	40,830	12,341	28,489
年間商品販売額（百万円）	1,682,358	1,104,318	578,040
売 場 面 積(m <sup>2</sup> )	—	—	649,045

資料：情報政策室ホームページ「姫路市統計要覧（令和2年版）」

## (5) 交通

古くから交通の要衝として栄えた本市には、JR山陽新幹線をはじめ、山陽本線、播但線、姫新線及び山陽電鉄が通っています。一方、道路については東西に国道2号、250号、南北に国道29号、312号、372号などの主要道路が整備され、また自動車専用道路として東西に姫路バイパス、山陽自動車道、中国自動車道、南北に播但連絡道路、姫路西バイパス、姫路北バイパスが整備されています。



### 3 地域の環境特性

#### (1) 森林・丘陵・田園地域

##### ア 概況

主に山陽自動車道以北の農村集落を中心とした地域で、市域面積の約7割を占め、総人口の約18%が定住しています。地域のほとんどは市街化調整区域あるいは都市計画区域外であり、さらに県立自然公園、農業振興地域に指定されているところも多く、農業振興地域では圃場整備や農業集落排水事業が進められています。この地域には、標高915mの雪彦山をはじめ、播磨中部丘陵、西播丘陵の山並みが連なり、市川、夢前川、揖保川、天川、林田川などの河川の中上流域周辺には農地が広がるなど、質・量ともに豊かな自然資源があります。

##### イ 環境特性

大気環境や水環境などが全般的に良好な地域です。また、ため池、里山などの豊かな自然資源があり、多様な動植物の分布がみられます。

#### (2) 市街地地域

##### ア 概況

本市の玄関口、JR姫路駅を中心に商業・業務機能が集積する市域の中南部地域で、総人口の約68%が定住しています。この地域では、JR姫路駅周辺の再整備が進められるとともに、土地区画整理事業等により都市基盤整備が図られ良好な宅地形成が行われており、また、JRや山陽電鉄の鉄道駅周辺にも商業・業務機能が広がるなど、複数の地域拠点づくりが図られています。

##### イ 環境特性

商業・業務機能が集積し、活発な都市活動が営まれている地域で、土地区画整理、幹線道路の整備、公園・緑地や親水空間の整備などまちの魅力を高める取組が進められています。また、世界文化遺産・姫路城を中心とする特別史跡地では、歴史と文化が調和した空間として保存整備が行われており、播磨国風土記に記された八丈岩山、姫山、名古屋山などの独立丘陵や、市川、船場川、夢前川等の河川が自然とのふれあいの場となっています。

#### (3) 臨海・諸島地域

##### ア 概況

本市の海岸線に沿って東西に走る国道250号以南から家島諸島にかけての地域で、総人口の約14%が定住しています。播磨灘に面した海岸線の多くは、鉄鋼、機械、化学、エネルギー等の大規模な工場が集積する臨海工業地帯となっており、国際拠点港湾姫路港を有するなど、物流や海上交通の拠点となっています。工業地帯と背後の市街地とは緩衝緑地によって区分されており、周辺の生活環境が保全されています。また、家島諸島及び沿岸海域は、漁船漁業、のり・貝類の養殖業の好漁場であるとともに、一部には自然海岸も残り、貴重な親水空間となっています。

##### イ 環境特性

臨海部では活発な産業活動が営まれており、自動車の交通量も多くなっているため、工業地帯と市街地を区分する緩衝緑地が設けられています。また、海辺の大半は人工的に整備された海岸ですが、家島、大塩、的形など一部には、ウバメガシの自然林やハマゴウなどの海浜植物、ノジグクの自生地が残っています。多島海景観を形成する家島諸島のほか、「せとうち風景30選」にも選ばれた小赤壁や、網干なぎさ公園等の海浜公園、海水浴場などの親水空間もあり、市民の憩いの場となっています。

## 第2章 姫路市環境基本計画

### 1 環境基本計画とは

#### (1) 計画の趣旨

姫路市環境基本計画は、「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」に基づき、平成13年（2001年）6月に策定、平成20年（2008年）3月に改訂し、平成25年（2013年）3月に現行の計画を策定しました。

本計画は、条例の掲げる基本理念の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

※なお、令和3年（2021年）3月に令和3年度（2021年度）を始期とする新たな姫路市環境基本計画を策定していますが、本書は令和2年度（2020年度）の取組内容を報告するものであることから、令和2年度までの計画に沿って記載しています。

#### 「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」第3条 基本理念

- 1 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

#### (2) 計画の基本的事項

##### ア 役割

- ・中長期的な観点から、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの
- ・他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの
- ・市民、事業者の環境に関する指針となるもの

イ 計画期間 平成25年度（2013年度）～令和2年度（2020年度）

ウ 対象地域 姫路市全域

##### エ 対象範囲

環境要素	具体例
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、騒音・振動、悪臭、化学物質、廃棄物 等
自然環境	地形地質、野生生物、生物多様性、緑・水辺・自然とのふれあい 等
快適環境	景観・美化、歴史文化遺産 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨 等

## 2 計画が目指すもの

社会潮流、本市の特性及び市民意識、今後の環境づくりに求められる視点を踏まえ、本市が目指す環境像及びそれを実現するための基本目標を掲げています。

### (1) 環境像

自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路  
～持続可能な環境共生社会の形成を目指して～

### (2) 基本目標

基本目標 1 市民環境力の向上	あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等や地域全体で環境を保全していく仕組みづくりを行い、地域の多様で貴重な環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって持続可能な社会をつないでいくための基礎となる市民の環境力の向上を目指します。
基本目標 2 低炭素・循環型 社会の構築	省エネルギー・低炭素化、「適量生産・適量消費・最少廃棄型」の事業活動やライフスタイルの普及を推進し、環境負荷を低減するとともに、持続的な経済の発展及び快適な暮らしを確保するため、環境と経済の調和を目指します。
基本目標 3 生活環境の保全	大気環境、水環境、土壌環境への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。
基本目標 4 自然環境との共生	生物の生息状況について把握し生態系の保護に努めるとともに、身近に緑や水辺とふれあうことができる場所の保全・創造や自然資源の活用を通じて、豊かな自然環境との共生を目指します。
基本目標 5 快適環境の創出	歴史文化遺産や自然環境を活用、維持しながら、まちの魅力の向上に取り組み、すべての市民が地域に愛着をもって、快適に暮らせる環境を創出することを目指します。

## 3 リーディングプラン

計画全体をリードするものとして、特に重点的に取り組んでいくテーマをリーディングプランとしています。

### ・環境学習推進の輪づくり

市民や事業者と市の協働の仕組みを構築し、市全体に環境学習の取り組みが広がる仕組みづくりを行います。

### ・再生可能エネルギーの導入促進

日照に恵まれた特性を活かし、太陽光発電の普及促進を図ります。その他再生可能エネルギーについても、地域資源活用の観点から導入に向けた調査・研究等を進めます。

### ・生物多様性地域戦略づくり

平成28年3月に生物多様性ひめじ戦略を策定し、それに基づいた事業に取り組んでいきます。

## 4 進行管理の方法

取り組みの実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みへとつなげるため、PDCAサイクルによる進行管理を行い、目標達成に向けた継続的改善を図っています。

第3章 環境基本計画の推進状況 —環境指標による確認—

基本目標	推進施策	重点	環境指標	令和2年度状況	
市民環境力の向上	環境学習の推進	◎	環境イベント実施回数	84回	
			ひめじ環境フェスティバル来場者数	(中止)	
			自然探勝会参加者数	25人	
			伊勢自然の里・環境学習センター来場者数	8,147人	
			自然観察の森来場者数	39,539人	
				野外での活動に興味を持った児童の割合	87.1%
	環境情報の共有	◎	環境政策室ホームページ閲覧件数	98,728件	
			環境監視センター見学者数	—	
			広報紙への環境情報掲載回数	24件	
	環境配慮活動の促進	◎	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	108,339 t-CO <sub>2</sub>	
		こどもエコクラブ数	26クラブ		
		全日本エコ川柳大賞応募者(句)数	—		
低炭素・循環型社会の構築	低炭素社会の構築	◎	市域の温室効果ガス排出量(平成29年度)	10,532 kt-CO <sub>2</sub>	
			公共交通機関の乗車人員	127,730人/日	
			公用車における低公害車導入数(累計)	35台	
	循環型社会の構築	◎	一般廃棄物の資源化率 ※1	16.3%	
			一般廃棄物の最終処分量	14,436 t	
	環境と経済の調和	◎	朝市(農林漁業まつり・市民ふれあい朝市・日曜朝市)への来場者数	4,230人	
		「姫そだち」登録品目数 ※2	88品目		
生活環境の保全	大気環境の保全	◎	大気環境基準等達成状況	88.3%	
			法令等に基づく立入検査件数(大気)	16件	
			低公害車導入補助件数	4件	
	水環境の保全	◎	水環境基準等達成状況	98.1%	
			法令等に基づく立入検査件数(水質)	170件	
			生活排水処理率	98.5%	
			公共下水道の人口普及率	93.0%	
	土壌環境の保全	◎	土壌環境基準(ダイオキシン類)達成状況	100%	
			地下水環境基準等達成状況	74.2%	
	静けさの確保	◎	騒音環境基準等達成状況	100%	
		排水性舗装整備面積 ※3	2,613.5 m <sup>2</sup>		
	ヒートアイランド対策の推進	◎	熱帯夜数	24日	
自然環境との共生	生物多様性の確保	◎	指標生物発見率(身近な生き物調査) ※4	81.1%	
	身近な緑の保全と創造	◎	一人あたりの都市公園面積	9.35 m <sup>2</sup>	
			地域緑化用樹木配布数	2,555本	
			民有地緑化助成件数	17件	
			ひめじ街路樹アダプト制度の実施路線数	64路線	
	身近な水辺の保全と創造	◎	水生生物調査参加者数	—	
自然資源の活用	◎	自然学校の実施校数	69校		
		公的補助を活用した私有林の間伐面積	134.84 ha		
快適環境の創出	魅力的な景観の形成	◎	都市景観重要建築物等指定数(累計)	41件	
			姫路城周辺のまちなみ修景への支援件数	1件	
			違反屋外広告物除却市民活動員人数	42人	
			景観イベント参加者数	174人	
	歴史文化遺産の保存と活用	◎	姫路城入城者数	390,171人	
			文化財散策ルートマップ作成地区数(累計)	44地区	
			埋蔵文化財センター利用者数	6,110人	
				書写の里・美術工芸館入館者数	16,544人
	環境美化活動の促進	◎	まちかど100mクリーンアクション参加事業所数	631事業所	

※1 一般廃棄物の資源化率は、(ごみ資源化量) ÷ (ごみ発生量) にて算出したものです。

※2 「姫そだち」とは、姫路の農産物ブランドの愛称。地産地消を推進する指標とします。

※3 排水性舗装には騒音低減効果があるため、静けさの確保の指標とします。

※4 指標生物全種発見率は、(指標生物を全種発見した学校数) ÷ (全学校数) にて算出したものです。

## 第4章 推進施策の取組状況

### 1 市民環境力の向上

あらゆる世代への環境学習の機会の提供、情報発信等や地域全体で環境を保全していく仕組みづくりを行い、地域の多様で貴重な環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって持続可能な社会をつないでいくための基礎となる市民の環境力の向上を目指します。

#### (1) 環境学習の推進

多様化する環境問題について、市民一人ひとりが取り組むために、自然を体験する機会や環境問題の本質を学ぶ場の提供に取り組みます。また、地域の多様で貴重な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成するため、市民等の主体的な取り組みへの支援や、各主体と連携した環境学習に取り組みます。

#### □ 取組状況

取組内容	令和2年度実績
ひめじ環境フェスティバルの開催	(中止)
伊勢自然の里・環境学習センターの活用	自然観察会等の開催 18回
環境出前講座の実施	実施回数 14回
自然探勝会の開催	参加者数 25名
環境体験事業を実施する小学校数	69校(小学校全校)
ハイブリッド戦士サムライガーによる環境啓発	公演回数 40回
環境学習教材の貸出	貸出件数 1件
環境学習リーダー養成講座の開催	(中止)

#### ア 環境学習イベントの開催

9月に「環境と美化のつどい」を、12月に「子ども環境塾」を開催しました。

#### □ 環境学習イベント開催状況

イベント名	内容
環境と美化のつどい	まちの美化やリサイクル活動の功労者表彰、環境ポスター受賞作品表彰式を実施しました。 (9月28日(月)で開催、参加者約300名)
子ども環境塾	環境について積極的に学ぶ生徒を応援し、日常生活の中で環境保全の意識や行動を高め、また周辺の生徒への波及を目的として、小学校高学年から中学生を対象に「子ども環境塾」を実施しました。伊勢自然の里・環境学習センターで、オオサンショウウオについてなどの学習会を開催しました。 (12月12日(土)で開催、参加者22名)



<観察会風景>

#### イ 姫路市伊勢自然の里・環境学習センターの活用

本市では、平成16年(2004年)、良好な里の自然環境を活かした自然体験型環境学習施設「姫路市伊勢自然の里・環境学習センター」を開設しました。この施設では、ビオトープ池での生物観察会や古代米づくりを行う「田んぼの学校」などの自然体験活動を実施し、環境保全への理解と関心を深める機会を提供しています。また、ビオトープ池などの環境整備や観察会の一部は、施設ボランティアやNPO団体との協働により実施しています。令和2年度(2020年度)の入場者数は8,147名でした。

□ 姫路市伊勢自然の里・環境学習センター活動内容

項目	内容	回数	参加者数
自然観察会・自然体験教室	野草観察、水生生物調査、トンボ調査など	12回	334名
田んぼの学校 (登録者69名)	苗代づくり、田植え、除草、メダカ調査、 稲刈り、脱穀、収穫祭	6回	延べ323名
施設ボランティア活動 (登録者37名)	施設環境整備、イベント補助など	18回	延べ69名



<田んぼの学校 稲刈>



<草木染めにチャレンジ！>



<タガメの新成虫さがし>



<田んぼの学校 脱穀>



<夏のトンボ調査にチャレンジ>



<ぐにやぐにゃタコを作ろう>

ウ 環境出前講座の開催

本市では、市民による環境学習の推進を図るため、学校や市民からの要請を受けて職員が出向き、講義や実習などを行っています。令和2年度は、2回開催し、延べ23名の受講がありました。

□ 環境出前講座メニュー

講座名	主な対象者	内容
見つけよう！川の生きものたち	小学生～一般	環境省の「全国水生生物調査」に基づいて、カワニナやトビケラなどの川にすむ生物や水の汚れ具合を調査。実際に川に入り、石や藻の表面等に生息する水生生物の調査を行う
考えよう！生物多様性～生き物たちの豊かな個性とつながりについて～	小学3年生～一般	私たちの命と暮らしを支える生物多様性の考え方について説明
「COOL CHOICE」 地球のための賢い選択	一般	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」をテーマに、家庭でできる地球温暖化対策の取組について紹介

エ 環境学習用ノートを活用した環境学習出前教室の実施

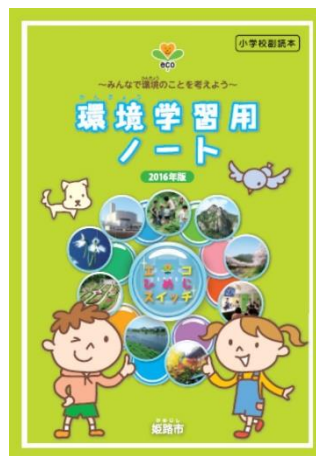
本市では、身近に起こっている環境問題について学び、環境について自分たちにできることは何かを考え、日常生活において環境に配慮した取り組みを実践していくことができるよう小学4、5年生に「環境学習用ノート」を作成し、配布しました。

また、本市では、当ノートを活用し、学校の要望に対応した授業や体験学習を内容とする環境学習出前教室を行っています。

令和2年度は14回開催し、延べ1,125名の受講がありました。



<出前教室の講義風景>



<環境学習用ノート>

オ 市蝶ジャコウアゲハとメダカを活用した環境学習の実施

本市では、市内の小学校3年生を対象に「ジャコウアゲハ」を、小学校5年生を対象に「ヒメダカ」を活用した環境学習を実施しています。希望のある学校にジャコウアゲハの卵とウマノスズクサやヒメダカを提供し、児童に飼育・観察してもらうものです。生物の成長を通して生命の素晴らしさ、ひいては生物多様性の大切さを知ってもらいたいと思い、取り組んでいます。

カ 公共施設における環境学習イベント等の実施

本市では、様々な環境関連施設において、見学会や自然体験イベント等を実施し、あらゆる世代を対象とした環境学習を推進しています。

□ 公共施設における環境学習イベント

開催施設	イベント内容	延べ参加者数
市川美化センター (長寿命化工事期間中のため未実施)	施設見学会	—
エコパークあぼし(網干環境楽習センター)	施設見学等	9,386名
宿泊型児童館(星の子館)	天体観望会	4,820名
自然観察の森	野鳥の観察会等	6,963名
中部析水苑	施設見学会	2名
水の館	施設見学会	1,080名
姫路科学館	環境学習事業	12,883名

キ ハイブリッド戦士サムライガーによる環境啓発の実施

子どもたちが環境問題に関心を持ち、環境にやさしい行動に取り組むきっかけづくりをすることを目的に、環境ヒーロー「ハイブリッド戦士サムライガー」による環境学習や啓発を実施しています。保育所、幼稚園、小学校や市のイベント等を中心に公演を実施し、子どもを対象にした環境学習を推進しています。

□ サムライガー公演実施状況

場 所	令和2年度実績
学校園	34回
イベント等	6回



<サムライガー>



<カワライダー>



<エゴ魔人>

ク 環境学習教材の貸出

学校園や地域等における環境学習や環境活動を活性化することを目的として、環境学習教材の貸出を行っています。令和2年度の貸出は1件でした。

ケ 環境学習リーダー養成講座の実施

環境問題や環境学習の進め方などの講座を通じて、地域や学校での環境学習活動や環境保全活動におけるリーダーを養成するための講座を、平成24年度より実施しています。

令和2年度は、実施していません。



## (2) 環境情報の共有

多様な手段で広く情報提供するとともに、環境に関心の低い層への普及・啓発を進めていきます。また、環境情報の収集にあたっては、環境関連施設や市民団体等と連携しながら進めていきます。

ホームページや広報紙「広報ひめじ」、コミュニティFM放送「FM GENKI」、支所等や自治会掲示板へのポスター掲出、チラシの隣保回覧などを利用して環境イベント情報等を発信するとともに、大気調査や水質調査の結果をとりまとめた「姫路の環境の概況」をホームページで公表しています。また、市内9箇所の一般環境大気測定局と2箇所の自動車排出ガス測定局から1時間ごとにデータが送信されてくる「環境監視センター」で、大気環境を学ぶ「環境監視センター見学会」を実施しています。令和2年度は、広報ひめじに36件の情報を掲載しました。

### □ 取組状況

取組内容	令和2年度実績
ホームページの閲覧件数*	98,728件
環境監視センターの活用	見学会開催回数 0回



<環境監視センター見学の様子>

## (3) 環境配慮活動の促進

市自らが率先して環境配慮活動を推進するとともに、「市民・事業者としての環境にやさしい行動指針」を核に、市民、事業者の取り組みを促進する施策を実施します。また、情報の共有及び人的交流の推進を図っていきます。

### □ 取組状況

取組内容	令和2年度実績
地球温暖化対策実行計画の推進 (温室効果ガス排出量削減率)	平成19年度比4.7%増加

### ア こどもエコクラブ事業の推進

「こどもエコクラブ」は、環境省の提唱により発足したもので、幼児から高校生までの子どもたちが地域の仲間とともに自主的に環境活動に取り組むための組織です。令和2年度は、本市では22クラブ、105名が活躍しました。

また、事務局主催事業を開催することで、「こどもエコクラブ」の周知やメンバー相互の交流を図るとともに、活動を始める契機を提供しています。

イ 環境づくり市民会議の活動

本市の豊かな環境を守り育てるためには、市民・事業者など各主体の参画と協働が重要であることから、平成13年度（2001年度）、環境基本計画を市民・事業者の立場で推進する「姫路市環境づくり市民会議」を設立しました。平成14年度（2002年度）には市民会議メンバーで「市民・事業者としての環境にやさしい行動指針」を作成し、平成15年度（2003年度）以降はこの行動指針を発展させ具体化させる活動を行っています。平成20年度（2008年度）以降は、環境活動を独自に実施している個人・団体をつなぐネットワークとして、環境活動の輪を広げより一層活動を活性化するために情報の共有及び人的交流の推進を図っています。

□ 取組状況

取組内容	令和2年度実績
環境づくり市民会議の登録者数	186人

ウ 環境配慮活動について考える機会の提供

夏休みの課題として、市内の小中学生から環境ポスターを募集しています。令和2年度は「地球環境部門」に376点、「ごみリサイクル部門」に205点の応募がありました。最優秀賞（各部門1点）と特選（各部門8点）は「環境と美化のつどい」において表彰し、エコパークあぼし環境楽習センターで作品を展示しました。

□ 環境ポスター最優秀賞

地球環境部門	ごみリサイクル部門
	
広畑第二小学校 5年 片岡 初音	琴陵中学校 2年 森安 弘

※ 敬称略

エ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「姫路市環境アクション」の推進

本市の事務事業における環境配慮活動を推進し、温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減を図っています。詳細は「第5章 事業者としての取組み」に記載しています。

オ 「COOL CHOICE」の推進

平成31年（2019年）3月に、本市は地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」について、その趣旨に賛同し、市民・事業者と協働して取り組むことを宣言しました。

「COOL CHOICE」の周知・啓発を図るため、市内の路線バスにラッピング等の広告を掲出しました。

また、環境ヒーロー「ハイブリッド戦士サムライガー」による「COOL CHOICE」の啓発動画を作成し、YouTube（ユーチューブ）にて公開しました。



< 「COOL CHOICE」ラッピングバス >

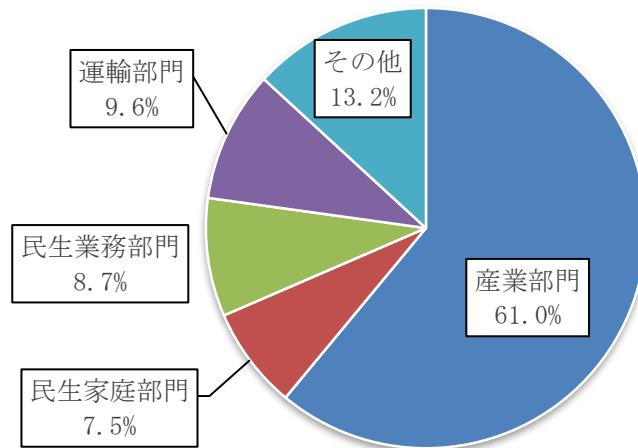
## 2 低炭素・循環型社会の構築

省エネルギー・低炭素化、「適量生産・適量消費・最少廃棄型」の事業活動やライフスタイルの普及を推進し、環境負荷の低減とともに、持続的な経済の発展及び快適な暮らしを確保するため、環境と経済の調和を目指します。

### (1) 低炭素社会の構築

平成29年度（2017年度）の姫路市域における温室効果ガス総排出量は約1,053万トンでした。

□ 平成29年度（2017年度）姫路市温室効果ガス排出状況



総排出量 10,532 kt-CO<sub>2</sub>/年  
平成29年度（2017年度）

地球温暖化防止のためには、全ての主体が省エネルギーを意識した生活を送り、かつ太陽光などの再生可能エネルギーを利用することが有効なことから、本市では、公用車への低公害車の導入を図るとともに、市内の事業者が低公害車を導入する際の補助事業を実施しています。また、公共施設への太陽光発電システム等の導入を推進するとともに、緑のカーテンを設置するなど、エネルギー使用量の削減に努めています。市民に対しても、家庭用蓄電システムの導入に対する補助や、緑のカーテンコンテストを実施しました。

□ 低公害車の保有状況

種別	台数	管理課
燃料電池自動車	1台	環境政策室
電気自動車	3台	環境政策室
ハイブリッド自動車	10台	議会事務局総務課、秘書課、危機管理室、管財課、美化業務課、環境政策室、消防局警防課
ハイブリッド塵芥車	1台	市川美化センター
天然ガス自動車	2台	環境政策室



<燃料電池自動車>



<電気自動車>



<ハイブリッド自動車>



<天然ガス自動車>

□ 緑のカーテンに関する取組状況

取組内容	令和2年度実績
設置施設数	41施設
緑のカーテンコンテスト参加者数	28点

令和2年度 緑のカーテンコンテスト最優秀賞

個人部門



<中村邸（姫路市在住）>

団体部門



<加古川市立漕艇センター>

幼稚園保育園部門



<姫路市立四郷和光保育所>

□ 市施設への再生可能エネルギー設備導入状況

<太陽光発電設備>

施設名称	規模	施設名称	規模
夢前福祉センター	5.4 kW	広畑市民センター	20 kW
防災センター	12 kW	網干市民センター	25 kW
農業振興センター	35.4 kW	市民会館	16.7 kW
香寺公民館	20 kW	保育所・認定こども園 8園	34.9 kW
埋蔵文化財センター	20 kW	小・中学校 39校	644.3 kW
西保健センター	7.7 kW	総合教育センター	5.4 kW
環境ふれあいセンター	3 kW	本庁舎	75.0 kW
すこやかセンター	20 kW	キャッスルビュー	21.3 kW
水族館	18 kW	飾磨児童センター	7.5 kW
飾磨支所	17.3 kW	中部析水苑	1,000 kW
飾磨市民センター	10 kW	安富事務所	7.7 kW
中鈴総合センター	5 kW	家島保健福祉サービスセンター	6 kW
夢前事務所	15 kW	中部衛生センター	10 kW
香寺町相坂研究農地	18 kW	北部学校給食センター	50 kW
総合福祉会館	20 kW	文化コンベンションセンター	10 kW

<太陽熱利用設備>

施設名称	利用形態	施設名称	利用形態
はやしだ交流センター	床暖房等	すこやかセンター	温水プール
伊勢自然の里・環境学習センター	温水シャワー	家島B&G海洋センター	温水プール
西保健センター	給湯等	総合スポーツ会館	温水プール



<太陽光発電（防災センター）>



<太陽熱利用（総合スポーツ会館）>

□ 家庭用蓄電システム導入補助実績

種 別	令和2年度実績（交付件数）	累計実績（交付件数） （令和2年度）
家庭用蓄電システム導入補助	225件	225件

(2) 循環型社会の構築

環境への負荷をより一層低減するためには、市民生活から事業活動に至るすべての社会経済活動において、あらゆる資源を有効活用することが求められています。

□ 取組状況

環境指標	令和2年度までの目標	令和2年度実績
一般廃棄物の資源化率	16.3%	16.3%
一般廃棄物の最終処分量	14,165 t	14,436 t

ア ごみの再資源化

本市では、ごみの分別収集の徹底を図り、資源の有効利用を推進するとともにごみの減量化に努めています。現在、家庭から排出されるごみは15種類に分別され、古紙類やプラスチック製容器包装、ミックスペーパーなどを再資源化しています。令和2年度（2020年度）における再資源化率は15.8%でした。

また、ごみの減量化を図るため家庭用電動式生ごみ処理機の購入費を助成しています。

イ 資源古紙行政回収協力金交付制度

本市では、古紙類を粗大ごみの日に粗大ごみステーションに分別して排出し、古紙類の再資源化に積極的に取り組む自治会等に対して協力金を交付することにより、家庭ごみの減量及び資源化を促進するとともに、協力金を自治会等の美化活動をはじめとする地域活動に活用することで、地域内交流の促進を図っています。

ウ レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定

本市では、ごみ減量の一環としてレジ袋の削減に取り組んでおり、市内の18の小売事業者と姫路市消費者協会及び姫路市の3者による「姫路市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しています。今後もレジ袋削減に取り組む事業者を応援し、マイバッグ運動を推進していきます。

(3) 環境と経済の調和

持続的に発展を続ける環境をつくるには、循環型社会の構築だけでなく、環境に配慮した経済活動の推進を図ることも必要です。また、市町合併により得られた地域資源を活用することも重要です。

ア 環境保全協定の締結

これまでの産業型公害の問題への取組を総括するとともに、新たな環境課題や情報公開に対応し、参画と協働による環境適合型社会を構築するため、市内の主要事業所（大気関係：排出ガス量合計10,000Nm<sup>3</sup>/h以上又は水質関係：排水量1,000m<sup>3</sup>/日以上）と姫路市との間で平成21年（2009年）3月25日に新たな環境保全協定を締結しました。協定締結事業所は、令和3年（2021年）4月1日現在、38社41工場です。また、協定に定める環境保全対策の確実な履行を確保するため、住民代表の参加を得て環境保全協議会を設置しています。

#### イ 環境関連規格認証取得に対する支援

本市では、市内の中小企業に対し、環境に配慮した事業活動を支援するため、ISO14001、エコアクション21の認証取得に要した費用の一部を助成する制度を設けています。

#### ウ 地産地消の推進

地産地消とは、地域で生産されたものをその地域で消費することをいい、地域の活性化や食育などの観点から注目されています。また、生産から消費に至るまでの輸送に係るエネルギー使用量を削減することができるため、環境への負荷低減にも大変有効です。そこで本市では、地場農林水産物の知名度の向上や生産、消費の拡大に向け、ひめじ地産地消フェアや日曜朝市を開催し、消費者と生産者との交流の機会を広げる取組を進めています。また、姫路の農産物ブランドである「姫そだち」の普及に努めています。

#### □ 取組状況

環境指標	令和2年度目標	令和2年度実績
朝市等への来場者数	66,800人	4,230人

#### <姫路の主な農産物>

たけのこ・・・姫路市西部の太市地区は、たけのこの産地としてよく知られています。皮付きで市場に出荷され、農産物直売所で販売されるのは3月から5月までですが、水煮の缶詰などは通年で販売されています。

れんこん・・・姫路市南西部の天津区勘兵衛地区を中心とした地域は、兵庫県下でも数少ないれんこんの産地です。出荷時期は7月から翌年4月までですが、晩秋から初冬にかけての年末が出荷のピークです。

葉物野菜・・・葉物野菜とは、ほうれんそうや青ねぎ、小松菜などの葉を食用とする野菜の総称で、市内のスーパーなどの量販店や農産物直売所で購入できます。生産者で研究会を組織し、研修会などを開催して、安全・安心・新鮮な野菜の安定供給を目指しています。



<市民ふれあい朝市>



<姫そだち ブランドマーク>

### 3 生活環境の保全

大気環境、水環境、土壌環境への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

#### (1) 大気環境の保全

本市の大気環境は、概ね良好な状態を保っていますが、より良好な大気環境を確保するため、工場・事業場に対し、監視・指導を行うとともに、主要な大気汚染源となっている自動車交通対策に努めています。

#### □ 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の一日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

#### ア 一般環境大気汚染常時監視

本市では、市内9箇所に一般環境大気測定局を設置しており、そのデータは1時間ごとに姫路市環境監視センターに送信され、兵庫県を經由して国に報告しています。

令和2年度(2020年度)は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全測定局で環境基準を達成していますが、全国的に達成率の低い光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準を達成していません。

#### □ 一般環境大気測定局別環境基準達成状況(令和2年度)

物質	八代	広畑	飾磨	白浜	御国野	網干	飾西	香寺	林田	市内平均値
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.000 ppm
〃 短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質 (SPM) 長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.015 mg/m <sup>3</sup>
〃 短期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	—	○	—	○	○	○	○	—	—	11.2 µg/m <sup>3</sup>
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.007 ppm
光化学オキシダント (Ox)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0.031 ppm <sup>注)</sup>

注) 昼間(5時から20時)の1時間値の平均値



大気汚染防止法では、工場・事業場の事業活動に伴って発生する大気汚染物質の排出規制等により、大気汚染の防止を図ることなどが定められています。加えて、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」及び「姫路市公害防止条例」においても地域に応じた規制を実施しており、ばい煙発生施設等の設置や変更を行う場合には、事前に届け出ることを求め、その際に審査を行うとともに、工場・事業場に立入調査を実施するなど適切な指導を行っています。

また、光化学オキシダント濃度が上昇した場合、兵庫県から「光化学スモッグ広報等」を発令するとともに、市内の主要工場に窒素酸化物の排出削減を要請します。本市は、光化学スモッグ被害を未然に防止するため、テレビ・ラジオによる広報を行うほか、学校や屋外の体育施設などへの連絡を行います。

#### イ 自動車排出ガス常時監視

本市では、市内の幹線交通を担う道路沿線に2箇所の自動車排出ガス測定局を設置し、自動車排出ガスに起因する大気汚染物質の測定を行っています。

令和2年度（2020年度）は、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質について、両測定局とも環境基準を達成しています。

また、移動測定車を用いた測定（市内6地点を約30日間ずつ測定）も実施しています。

□ 自動車排出ガス測定局別環境基準達成状況（令和2年度）

物質	固定局			移動局						
	船場	飾磨	市内平均値	東郷公園	四郷	御国野	別所	夢前台公園	網干消防署	神屋公園
一酸化炭素（CO）長期	○	○	0.3 ppm	—	—	—	—	—	/	—
〃 短期	○	○		—	—	—	—	—		—
浮遊粒子状物質（SPM）長期	○	○	0.016 mg/m <sup>3</sup>	—	—	—	—	—		—
〃 短期	○	○		○	○	○	○	○		○
微小粒子状物質（PM2.5）	○	○	11.7 µg/m <sup>3</sup>	—	—	—	—	—		—
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	○	○	0.010 ppm	—	—	—	—	—		—

国では、自動車排出ガス中の窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素及び粒子状物質（PM）について、許容限度の規制を段階的に強化してきましたが、大都市部を中心に、二酸化窒素の環境基準達成率が低く、また、ディーゼル車から排出される粒子状物質について、発ガン性等の健康被害が懸念されることを受けて、平成13年（2001年）6月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」が制定されました。これに伴い、本市（合併4町は除く）は、車種規制の対策地域に指定されたため、登録できる車が制限されています。

そこで、本市では、事業者を対象に低公害車導入に係る経費の一部を助成して、普及啓発に努めています。

#### ウ 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因になるものをいいます。

本市では、八代測定局において21物質、そして平成26年度より広畑浜手緑地において3物質の調査を毎月実施しています。調査を実施した物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、すべて環境基準を達成しています。

□ 有害大気汚染物質測定結果（令和2年度）

物質	年平均値		環境基準
	八代測定局	広畑浜手緑地	
ベンゼン	1.2	2.2	3
トリクロロエチレン	0.12	—	130
テトラクロロエチレン	0.056	—	200
ジクロロメタン	1.8	1.0	150

(単位：μg/m<sup>3</sup>)

エ ダイオキシン類調査

本市では、八代、市内南部（令和2年度は網干測定局）においてダイオキシン類調査を年4回実施しており、いずれの地点も環境基準を達成しています。

□ ダイオキシン類濃度調査結果（令和2年度）

測定場所	年平均値	環境基準
八代測定局	0.027	0.6
網干測定局	0.018	

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

オ アスベスト調査

平成17年（2005年）6月、アスベスト製品製造事業者がその製造に携わっていた従業員や周辺住民の健康被害を公表したことから、深刻な被害が次々と明らかになり、大きな社会問題となりました。

本市では、建築物等の解体・改修工事における指導等を行うとともに、市内5箇所の測定局において一般大気環境中のアスベスト調査を実施しています。その結果は、問題となるレベルではありません。

□ 一般大気環境中のアスベスト調査結果（令和2年度）

実施時期	広畑	飾磨	白浜	網干	飾西
8月	0.070	0.087	0.12	0.22	0.095
1月	0.11	0.099	0.087	0.087	0.056

(単位：f/L)

カ 酸性雨調査

本市では、酸性雨の現状を把握するため、平成4年度（1992年度）から酸性雨調査を実施しています。令和2年度（2020年度）の月平均pHは4.7～5.9の範囲内であり、年平均値は5.1でした。



<自動雨水採取装置>

## (2) 水環境の保全

市内の河川等の水環境は、公共下水道等の整備に伴い大幅に改善が進んでいます。

### ア 河川環境水質定点調査

市内の14河川40地点（内、国土交通省近畿地方整備局実施2地点）において、人の健康の保護に関する項目（健康項目27項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目7～11項目）について、定点調査を実施しています。健康項目については、全地点で環境基準に適合しており、生活環境項目のうち、汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、全地点で環境基準に適合しています。

また、7地点でダイオキシン類の調査を実施したところ、全地点で環境基準に適合しています。

□ 環境基準点における生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化

河川名	調査地点	類型	環境基準	H28	H29	H30	R元	R2
市川	仁豊野橋	A	2 mg/L以下	0.6	0.9	1.1	0.9	1.1
	工業用水取水点	B	3 mg/L以下	0.8	1.1	1.2	1.1	1.3
船場川	保城橋	B	3 mg/L以下	1.0	1.2	1.3	1.1	1.2
	加茂橋	C	5 mg/L以下	1.3	2.4	3.4	3.2	2.7
夢前川	蒲田橋	A	2 mg/L以下	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8
	京見橋	B	3 mg/L以下	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9
揖保川	王子橋	B	3 mg/L以下	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8

(単位：mg/L)

### イ 海域水質定点調査

本市地先の海域における18地点（内、兵庫県水大気課実施11地点）において、人の健康の保護に関する項目（健康項目25項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目9～11項目）について、定点調査を実施しています。

健康項目については、全地点で環境基準に適合していますが、生活環境項目のうち、汚濁の代表的指標である化学的酸素要求量（COD）については、9地点は環境基準に適合しているものの、9地点は適合していません。

また、姫路市西部沖合でダイオキシン類の調査を実施したところ、環境基準に適合しています。

□ 生活環境項目に係る環境基準点における化学的酸素要求量（COD）75%値の経年変化

調査地点	類型	環境基準	H28	H29	H30	R元	R2
東部工業港内	C	8 mg/L以下	3.2	2.7	2.6	3.1	3.5
飾磨港内1			4.4	4.2	4.2	5.6	6.5
広畑港内			3.7	3.2	4.0	4.1	4.2
網干港内			4.0	3.9	4.2	3.7	4.7
材木港内			3.7	2.9	3.2	3.7	4.2
白浜沖	B	3 mg/L以下	3.4	2.6	3.0	3.0	3.3
飾磨港沖			3.8	3.0	3.3	3.3	3.3
網干港沖			3.1	2.8	3.4	3.4	3.6
東部工業港沖合	A	2 mg/L以下	2.6	2.3	3.1	2.9	2.6

(単位：mg/L)

#### ウ 工場・事業場排水対策

河川や海域などの公共用水域における水質汚濁の原因のひとつに、工場・事業場の排水があります。そこで、本市では、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出水の規制に加えて、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」及び「姫路市公害防止条例」に基づく監視指導の強化を行い、水質の保全に努めています。

#### エ 生活排水対策

近年、瀬戸内海などの閉鎖性水域では生活排水が水質汚濁の主な原因となっています。そこで、公共下水道やコミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設などの整備促進と、合併処理浄化槽の普及が進められています。

#### □ 取組状況

環境指標	令和3年度目標	令和2年度実績
生活排水処理率	98.5%	98.5%

#### オ ゴルフ場農薬調査

水道水源等その他多目的に利用されている市川や夢前川の上流域にゴルフ場が開発されたため、本市では、市内のゴルフ場における農薬の使用状況等を把握するとともに、ゴルフ場からの排水等における残留農薬を調査しています。令和2年度（2020年度）は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に定められる農薬416項目（令和2年8月末時点）のうち61項目について排水延べ4地点、河川水延べ1地点について調査したところ、指針値を超える農薬は検出されていません。

### (3) 土壌環境の保全

本市では、著しい土壌汚染はみられませんが、より健全な土壌を確保するため、土壌汚染の実態把握を進めるとともに、汚染の未然防止に取り組むことが必要です。

#### ア 地下水調査

本市では、土壌と密接な関係にある地下水の水質調査を実施し、その状況把握に努めています。市内を75地区に分割し、各地区から1箇所の井戸を選び、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に定められた28項目の調査を行う「概況調査」として、令和2年度（2020年度）は8地区実施しています。また、概況調査において環境基準を超過した地区についてはその後継続して毎年継続監視調査を実施します。なお、現在継続監視調査の対象となっているのは11地区です。

#### □ 継続監視調査結果

地域	環境基準超過項目
神田町	1,2-ジクロロエチレン
的形町的形、御国野町御着、山田町西山田、飾磨区西浜町	砒素
飾東町豊国	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

#### イ 工場等の規制・指導

工場や事業場における土壌汚染や地下水汚染を未然に防止するため、工場等への立ち入り調査を実施し、指導を徹底しています。

#### ウ 要措置区域等の指定

土壌汚染対策法では、鉛や砒素などの特定有害物質を使用する特定施設を廃止した時などに土壌汚染状況調査を実施し、その結果を市長に報告することが定められています。この調査の結果、環境省令で定める基準に適合しない土地については、当該土地の区域を「要措置区域等」として市長が指定し公示します。

令和2年度(2020年度)は、形質変更時要届出区域の指定を新規に7件行い、令和2年度末での区域指定状況は、要措置区域0件、形質変更時要届出区域32件となっています。

### (4) 静けさの確保

本市では、工場・事業場や建設工事現場、幹線道路、鉄軌道等の周辺において、騒音・振動等の問題が生じています。そこで、騒音の現状を把握するための調査を実施するとともに、快適な生活環境を確保するための騒音・振動対策を進めています。

#### ア 自動車交通騒音

市内の幹線交通を担う道路沿線に設置している2箇所の自動車排出ガス測定局で自動車騒音調査を実施しており、いずれも環境基準を達成しています。また、移動測定車を用いた測定(市内6地点)も実施しており、全ての地点で環境基準を達成しています。なお、自動車騒音の防止対策として、騒音低減効果のある排水性舗装の整備などが進められています。

#### イ 自動車騒音地域評価

自動車騒音の常時監視として、GIS(地図情報システム)を利用した騒音に係る環境基準の地域評価を平成12年度(2000年度)から実施しており、平成18年度(2006年度)から、環境省の自動車騒音常時監視面的評価支援システムを利用しています。90評価区間における環境基準達成率は、昼間98.9%、夜間98.5%となっています。

#### ウ 新幹線鉄道等の騒音・振動

新幹線鉄道については、騒音の環境基準、振動の指針値が定められています。新幹線鉄道騒音は、広畑区西夢前台北五丁目(主として住居の用に供される地域)を定点として、軌道より12.5m、25m、50mの地点で調査を実施しています。各地点とも環境基準の70dBを超過しています。JRでは、防音壁の設置やパンタグラフの改良、鉄軌道の平滑化、ロングレール化などを実施し、騒音の低減に努めています。

また、在来鉄道については、新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針が示されています。

#### エ 工場・事業場からの騒音・振動

工場・事業場では、金属加工機械、空気圧縮機、送風機の使用などに伴って騒音や振動が発生するため、著しい騒音や振動が発生する施設及び作業は、騒音・振動規制法、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」、「姫路市公害防止条例」で特定施設等に指定され、基準の遵守や事前の届出が義務付けられています。

#### オ カラオケ、拡声機などの騒音

カラオケなどの深夜営業に伴う音響機器の使用について、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」により使用時間が制限されており、本市では、夜間パトロールを実施するなど、啓発活動に努めています。また、拡声機から発生する騒音について、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」、「姫路市公害防止条例」により、使用基準が定められており、発生源に対して使用基準の遵守を指導しています。

## カ 建設作業

建設作業では、ブレーカー・掘削機械などの使用により、騒音や振動が発生するため、騒音・振動規制法や兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」で著しい騒音や振動が発生する建設作業を「特定建設作業」（姫路市公害防止条例では「特定建設工事」）と規定し、基準の遵守や事前の届出を義務付けています。

## キ 近隣騒音

家庭からのペットの鳴き声やピアノの音などの「近隣騒音」は、一人ひとりの気配りや工夫、コミュニケーションの向上などで解決することが多く、個人のモラルにまかせることが多い問題であるといえます。

## (5) ヒートアイランド対策の推進

都市化に伴う人工被覆の増加や人工排熱の増大によるヒートアイランド現象の進行が推測されます。ヒートアイランド現象の状況を把握するため、熱帯夜（夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜のこと）数を集計するとともに、現象の緩和のため緑化の推進や透水性舗装の整備などを実施しています。また、屋上緑化等の助成制度の案内をしています。

### □ 熱帯夜の状況

指標	令和2年度実績
熱帯夜数	24日

#### 4 自然環境との共生

生物の生息状況について把握し生態系の保護に努めるとともに、身近に緑や水辺とふれあうことができる場所の保全・創造や自然資源の活用を通じて、豊かな自然環境との共生を目指します。

##### (1) 生物多様性の確保

私たちの周りには多くの自然があり、その恵みによって私たちの生活は支えられています。しかし、今のその自然は変化しつつあり、私たちの生活にも影響を及ぼしはじめています。そこで、姫路市民に身の回りの生物多様性の状況を知ってもらい、それらがもたらす自然資産を将来にわたって、次世代へ受け継いでもらうための心を育むことを目的に平成28年3月に「生物多様性ひめじ戦略」を策定しました。

平成28年度より本戦略に基づいて生物多様性の保全に関する事業を展開しています。



##### □ 取組状況

取組内容	令和2年度実績
こども版生物多様性ひめじ戦略の配布	市内小学校全69校の小学3年生に配布
生き物から学ぶ生物多様性プロジェクト	下記参照
身近な生き物調査	小学生による身近なセミ調査（8月）
姫路市自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定、保護	自然探勝会の実施（11月） 大塩のじぎくPR（11月）

##### ア こども版生物多様性ひめじ戦略の配布

自然とのふれあいを履修する小学生3年生を対象に、子どもたちにも生物多様性の大切さを考えてもらうために市内小学校全69校の小学3年生に「こども版生物多様性ひめじ戦略」を配布しました。冊子には、姫路市の自然を写真で紹介し、イラストでわかりやすく解説しています。また、ジャコウアゲハの育ちやカブトムシやメダカの情報を掲載しながら楽しく生物多様性を学ぶことができます。

##### イ 中高生生物多様性発見応援プロジェクト

中学・高校生生物多様性についての調査・研究への探求心を支援し、行動に移してもらうことを支援する事業として、中高生生物多様性発見応援プロジェクトを実施しております。令和2年度は、賢明女子学院中学校、姫路西高校、飾磨高校、姫路高校、東洋大付属姫路高校、賢明女子学院高校の6校が参加し、水生生物の研究者1名、兵庫県人と自然の博物館及び手柄山温室植物園、西播愛鳥会、農業振興センターの指導を受けて調査・研究を行いました。調査・研究の成果について、令和2年12月20日にオンラインにおいて合同発表会を開催し、各校が発表・意見交換を行いました。



< 専門支援員の指導の様子 >



< 専門支援員の指導の様子 >





< 発表会の様子 >



< 発表会の様子 >

ウ 生き物から学ぶ生物多様性プロジェクト

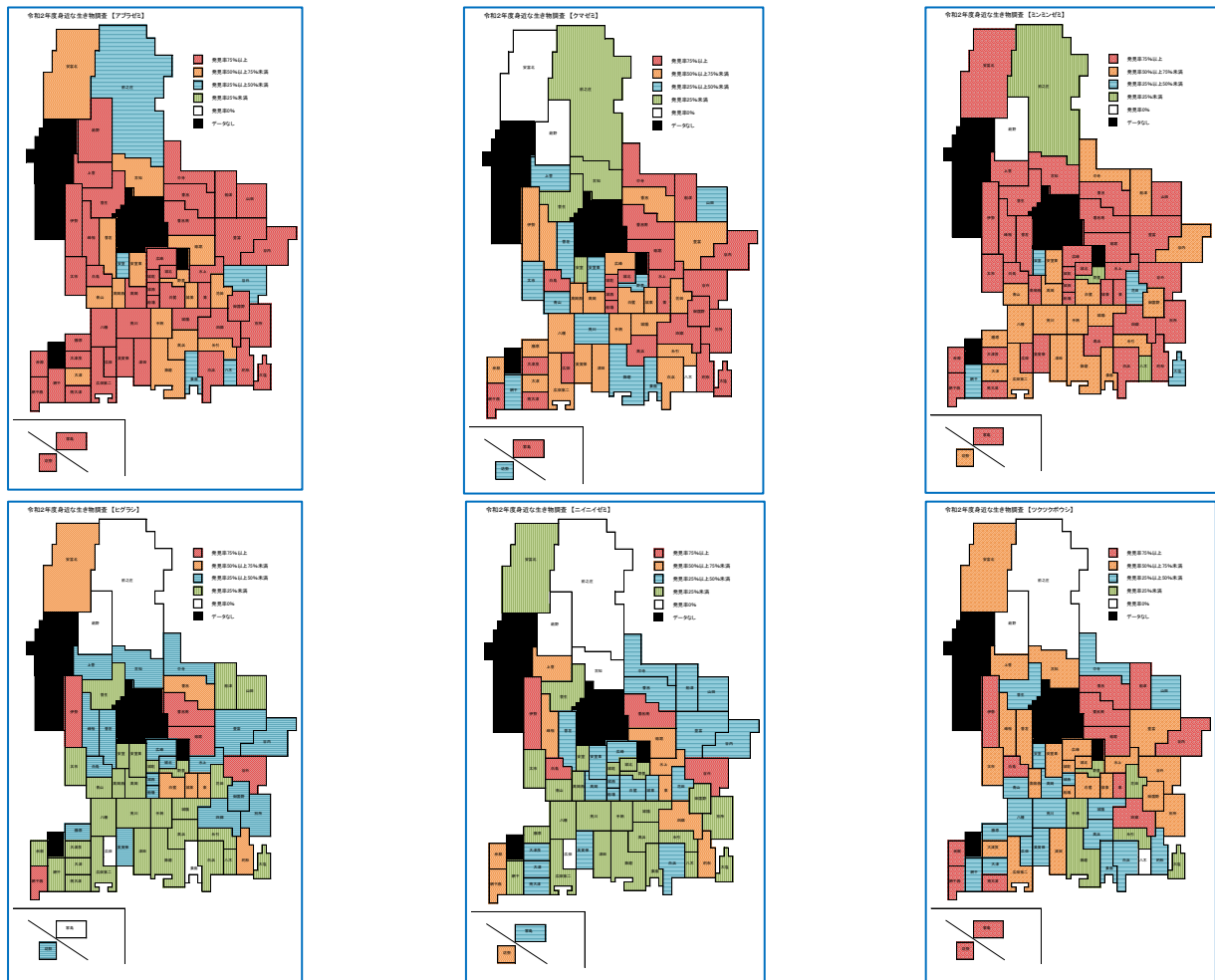
生物多様性ひめじ戦略の効果的な推進を図るため、市民活動団体や事業者等、多様な機関と協力・連携して事業を推進します。

事業名	内容	
ジャコウアゲハを育てよう	<p>小学校3年生が理科で履修する「チョウのそだち」に市蝶「ジャコウアゲハ」の活用を提案しました。飼育、観察を通じて生物多様性を体感してもらうため、希望校に卵とウマノスズクサを配布しました。参加学校数：42校（102クラス）</p>	
メダカを育てよう	<p>小学校5年生が理科で履修する「メダカのたん生」に「ヒメダカ」の活用を提案しました。飼育、観察を通じて生物多様性を体感してもらうため、希望校にヒメダカの親を配布し、卵の観察を提案しました。参加学校数：53校（125クラス）</p>	

エ 身近な生き物調査

令和2年度（2020年度）の身近な生き物調査として、市内小学校全69校の6年生児童を対象に「小学生による身近な生き物調査（セミの生息状況調査）」を実施しました。この調査では、6種類のセミ（①アブラゼミ、②クマゼミ、③ミンミンゼミ、④ツクツクボウシ、⑤ニイニイゼミ、⑥ヒグラシ）を調査対象とし、各種類について児童発見率マップを作成しました。この調査を通して、市域の自然環境の移り変わりを知る上での基礎資料を作成し、子どもたちには、市域の夜に鳴く虫の現状と生物と共生する環境を守り育てていくことの大切さを学んでいただきました。

□ 身近な生き物調査（令和2年度）





オ 姫路市自然保護条例

本市では、市民ぐるみで郷土の自然を愛護し、景観を保全し、豊かな緑の確保に努めるとともに、名木及び動植物の保護及び繁殖を図り、自然と生活の調和を維持増進することを目的として、「姫路市自然保護条例」を制定しています。これに基づき保存樹や動植物保護地区等の指定を行っています。

□ 姫路市自然保護条例に基づく指定の状況

保存樹	単独樹木156本、並木4箇所、森9箇所、樹林1箇所
自然緑地保護地区	青山（稲岡神社の山）19,899m <sup>2</sup> 、飾西（大歳神社の山）15,583m <sup>2</sup>
動植物保護地区	水尾神社ヒメハルゼミ 8,143m <sup>2</sup>
保護植物	オニバス（大塩町、別所町） コヤスノキ（八徳山、書写山、広峰山、藤ノ木山）

(2) 身近な緑の保全と創造

本市では、市町合併に伴い森林地域や丘陵・田園地域が大幅に拡張されたため、市域における森林面積は増加しましたが、一人当たりの公園面積は十分とはいえないことから、人々が身近に緑に触れ合うことができる場を確保することが必要です。

□ 取組状況

取組内容	令和3年度目標	令和2年度実績
公園・広場の整備面積（累計）	361.89ha	361.66ha
地域緑化用樹木の配布団体数(3年間累計)	58団体（令和3～5年度）	183団体（平成30～令和2年度）

ア 自然観察の森

昭和62年（1987年）、都市周辺の身近な自然の中に野鳥や昆虫など小動物とのふれあいの場をつくり、自然保護思想の普及及び向上を図るための施設「自然観察の森」を開園しました。

イ 緩衝緑地

本市では、昭和44年（1969年）から、公害防止と緑化推進を目的として、臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断する緑地造成事業を実施し、白浜から広畑区大町までの間に総面積約72.8haの緑地（グリーンベルト）が形成されています。

ウ 都市緑化

都市において、花や緑は人々に安らぎや潤いを与え、美しい景観の形成や防災、地球環境の保全にも大きな役割を果たしています。そこで本市では、花壇植栽事業など市が主体となって展開する「緑化推進事業」に加え、記念樹や花苗の配布、緑化資材の支給など市民・地域参加型の「姫路まちごと緑花大作戦事業」を展開し、「花と緑にあふれるまちづくり」を目指しています。

エ 自然公園

自然公園は、森林の持つ治山機能に保健機能をあわせ、総合的に保全林機能を発揮させるよう積極的に森林の整備を実施した公園です。本市には、藤ノ木山自然公園（山田町南山田）と牧野自然公園（山田町牧野）の2箇所が整備されています。

オ 瀬戸内海国立公園

昭和9年（1934年）、日本で最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園は、陸域・海域を含めると日本一広大な国立公園で、大小1,000あまりに及ぶ島々で形成された内海多島海景観が最大の特色です。家島諸島の一部が昭和22年（1947年）に瀬戸内海国立公園に編入されました。家島諸島は、兵庫県の南西部、瀬戸内海播磨灘の中央に位置する40余の島々の総称で、島々は東西26.7

キロメートル、南北18.5キロメートルにわたり点在し、さまざまな自然環境と多様な生物を育てています。

### (3) 身近な水辺の保全と創造

本市には、複数の河川が流れており、継続的な河川整備による水辺の保全が求められています。本市では、市民との協働による川づくりを推進するため、河川に関する調査やイベントなどを実施しています。

また、身近な水辺として整備されている海水浴場の水質状態についても調査を行っています。

#### ア 水生生物調査

水生生物調査とは、川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで水質（水のごれの程度）を判定する調査です。本市では、昭和62年（1987年）から市内の小・中・高等学校等に調査を呼びかけ調査を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえて中止しました。

#### イ 海水浴場調査

本市では、海水浴場のふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD（化学的酸素要求量）、透明度について遊泳期間前（5月中旬）と遊泳期間中（7月中旬～下旬）に調査を実施しています。

□ 海水浴場調査結果（令和2年度）

地 点	期間前	期間中
的形海水浴場	水質B	水質B
男鹿島立の浜	—	水質B
坊勢海浜公園	—	水質B
青井の浜	—	水質B
県立いえしま自然体験センター	—	水質B

□ 水浴場水質判定基準（環境省）

区 分	ふん便性大腸菌群数（個/100mL）	油膜の有無	COD（mg/L）	透明度	
適	水質AA	不検出 <sup>(※)</sup>	油膜が認められない	2以下	全透（1m以上）
	水質A	100以下	油膜が認められない	2以下	全透（1m以上）
可	水質B	400以下	常時は油膜が認められない	5以下	50cm以上～1m未満
	水質C	1,000以下	常時は油膜が認められない	8以下	50cm以上～1m未満
不 適	1,000超過	常時油膜が認められる	8超過	50cm未満	

※「不検出」とは、検出限界である2個/100mL未満のことをいう。

- ・ 各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・ 各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・ 各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・ 各項目のすべてが「水質C」以上である水浴場を「水質C」とする。
- ・ これら以外のものを「不適」とする。

### (4) 自然資源の活用

本市は、山間部から群島部まで多様な自然に恵まれており、この自然環境の整備、保全を進めるとともに、環境学習やエコツーリズム等で活用しています。

## 5 快適環境の創出

歴史文化遺産や自然環境を活用、維持しながら、まちの魅力の向上に取り組み、すべての市民が地域に愛着をもって、快適に暮らせる環境を創出することを目指します。

### (1) 魅力的な景観の形成

本市は、姫路城をはじめ歴史・文化資源や自然景観に恵まれているため、これらの資源を活かし都市の魅力をより高めるための各種施策を実施しています。

#### □ 取組状況

環境指標	令和2年度実績
景観イベント参加者数	174人

#### ア 「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の制定（平成20年4月1日施行）

この条例は、世界文化遺産を有するにふさわしい美しく安全で快適なまちづくりを推進するために制定したものです。ごみのポイ捨てや、城南線姫路城南側区間、大手前通り及び姫路駅周辺での路上喫煙を禁止し、まちの美化と良好な環境の確保を図っています。

#### <姫路のまちを美しく安全で快適にする条例>

この条例では、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄、飼い犬のふんの放置、路上喫煙を禁止行為としています。

禁止行為を行った場合は、

- ・ごみの投げ捨て行為・・・2万円以下の罰金に処せられます。
- ・路上喫煙禁止区域（城南線姫路城南側区間、大手前通り及び姫路駅周辺）での路上喫煙・・・1,000円の過料が科せられます。（平成20年10月1日から）

なお、路上喫煙については、公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所並びに当該公共の場所を管理する権限を有する者がたばこを吸うことができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持してはならないと定めています。

#### イ 景観法に基づく景観計画の制定

本市では、大手前通り地区、駅南大路地区、中濠通り地区、姫路駅北駅前広場地区を都市景観形成地区として指定し、野里街道地区を歴史的町並み景観形成地区に指定するとともに、一定規模以上の大規模建築物については指導基準を設定するなど、都市の骨格となる美しく風格ある景観形成に努めています。また、都市景観形成上重要な建築物等の指定や都市景観形成市民団体の認定なども行っており、令和2年度（2020年度）における都市景観重要建築物等の指定数は41件（累計）となっています。

#### ウ 屋外広告物条例の制定

本市では、良好な広告景観の形成を目指し、屋外広告物の掲出について適切な規制・誘導を行っています。特に大手前通り区域等の都市景観形成地区や姫路城周辺区域を中心に、姫路らしい都市景観の形成に取り組んでいます。違反屋外広告物除去を行う協力員として42名が登録しています。

## (2) 歴史文化遺産の保存と活用

本市には、姫路城や書写山圓教寺をはじめとする貴重な文化財、古来より伝承されてきた祭り等の伝統行事、姫路張り子や姫革細工等の伝統工芸といった歴史文化遺産が多くあります。これらの文化財や伝統文化の価値を認識し、その継承と積極的な活用を行い、歴史と文化が感じられる環境づくりを進めています。

### □ 取組状況

環境指標	令和2年度実績
姫路城入城者数	390,171人

#### ア 文化財散策ルートマップの作成

本市では、地域の文化財を散策する際のルートマップとなる「文化財をたずねて」を発行しています。令和2年度（2020年度）は1地区のルートマップが作成され、累計で44地区となりました。

#### イ 歴史文化遺産の活用

令和2年度（2020年度）における書写の里・美術工芸館の入館者数は16,544名、埋蔵文化財センターの利用者数は6,110名でした。

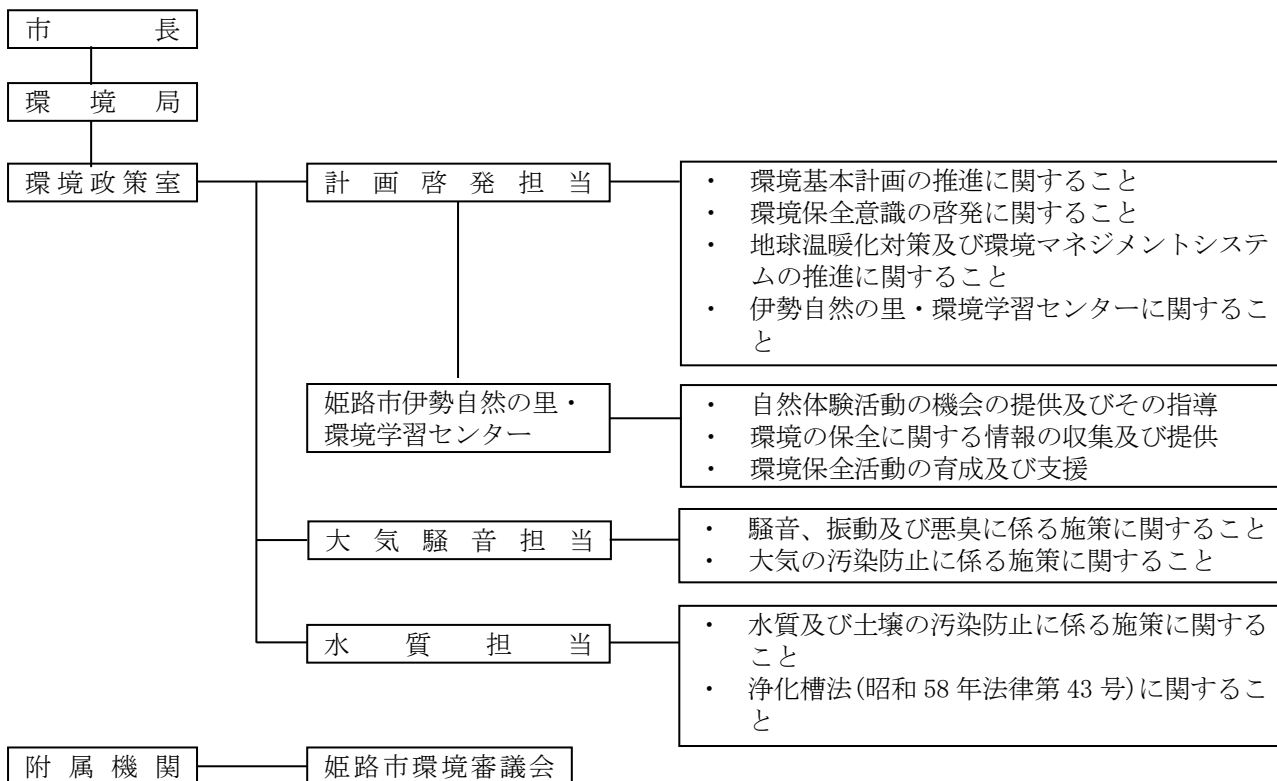
## (3) 環境美化活動の促進

「まちかど100mクリーンアクション」の推進

「まちかど100mクリーンアクション」とは、個々の事業所がその前面道路や周辺を美しくする活動で、各事業所の美化活動が活発に行われることにより、まち全体の美化が図られることを目指すものです。令和2年度（2020年度）における参加事業所数は631事業所です。

## 第5章 事業者としての取組

### 1 組織



## 2 姫路市環境アクション（姫路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

### (1) 計画の概要

#### ア 概要

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する「地方公共団体実行計画」（温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画）として、「姫路市役所エコオフィスプラン」（平成11年度～平成13年度）を継承・発展させて策定したものです。

#### イ 対象とする温室効果ガス

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定されている次の6種類の温室効果ガスを対象としています。

- (ア) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- (イ) メタン (CH<sub>4</sub>)
- (ウ) 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- (エ) ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- (オ) パーフルオロカーボン (PFC)
- (カ) 六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

なお、対象とする温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、本市の事務事業に伴う排出はありません。

#### ウ 計画の対象範囲

市長部局をはじめ、水道局、消防局、教育委員会事務局等市が行うすべての事務事業を対象としています。

ただし、市の施設のうち指定管理者等が管理しているもの、温室効果ガス排出量の把握が困難なもの及び外部への委託等により実施する事務事業については、温室効果ガス排出実態調査の対象から除外していますが、可能な限り受託者等に対して、この計画の趣旨に沿った措置を講じるよう要請するものとしています。

#### エ 計画の期間

本計画の対象期間は、平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までの9年間とし、平成28年度（2016年度）を目標年度とする前期5年間の第1次計画期間、令和2年度（2020年度）を目標年度とする後期4年間の第2次計画期間としています。

#### オ 計画の目標

本計画では、市自らの活動に伴う温室効果ガス排出量を、「計画の最終年度である令和2年度（2020年度）において、平成19年度（2007年度）の水準から20%削減すること」を目標としています。

#### カ 取組

本計画では、温室効果ガス排出量の削減及び環境への負荷低減を図るため、次の取組を実施しています。

- (ア) 省エネ（エネルギー使用量の削減）
- (イ) 創エネ（再生可能エネルギーの導入）
- (ウ) 物質循環（資源の有効利用と廃棄物量の削減）
- (エ) 職員の環境保全意識の向上

## (2) 温室効果ガス排出状況

### ア 総排出量

令和2年度の市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は108,339t-CO<sub>2</sub>であり、平成11年度に対しては7.3%減、平成19年度に対しては4.7%増となりました。

□ 年度別温室効果ガス排出量

年 度	H11	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	116,875	120,035	116,304	108,354	103,513	103,385	96,107	90,674	89,309
平成11年度比 (%)	100.0	102.7	99.5	92.7	88.6	88.5	82.2	77.6	76.4
平成19年度比 (%)	—	—	—	—	—	99.9	92.8	87.6	86.3

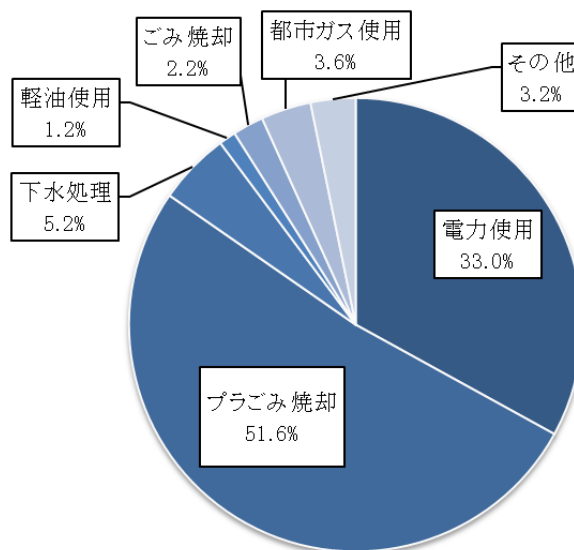
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	106,354	108,930	119,012	121,052	113,272	109,370	103,452	106,287	108,339
平成11年度比 (%)	91.0	93.2	101.8	103.6	96.9	93.6	88.5	90.9	92.7
平成19年度比 (%)	102.7	105.4	115.0	116.9	109.4	105.7	99.9	102.7	104.7

## イ 排出原因別排出量

主な排出原因は、電力使用、プラスチックごみ焼却によるものです。

□ 排出原因別排出量

排出原因	令和2年度排出量	
	(t-CO <sub>2</sub> )	構成比
電力使用	35,761	33.0 %
プラごみ焼却	55,952	51.6 %
下水処理	5,581	5.2 %
軽油使用	1,309	1.2 %
ごみ焼却	2,388	2.2 %
都市ガス使用	3,879	3.6 %
その他	3,469	3.2 %
合計	108,339	100.0 %



## ウ 水道水・用紙の使用量

令和2年度(2020年度)の水道水使用量は、平成19年度(2007年度)比で約40.0%減少しています。用紙使用量は、平成19年度(2007年度)比で約32.9%増加しています。

□ 水道水・用紙使用量

項目	平成19年度	令和2年度	平成19年度比
水道水 (m <sup>3</sup> )	1,189,266	713,233	60.0 %
コピー用紙A4換算枚数 (千枚)	52,460	69,720	132.9 %

## 3 環境マネジメントシステム

### (1) 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムは、組織の活動によって生じる環境への影響を継続的に改善するための仕組みのことです。

本市では、平成15年度から本庁舎に所在する所属を対象にISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを運用してきましたが、より一層の環境の保全と創造に向けた取組を推進するため、平成21年度から新たに全庁を対象とした「姫路市環境マネジメントシステム」を運用しています。

### (2) 対象範囲

本市が行う事務事業(業務委託によるものを除く。)及び本市職員が管理する施設を対象としています。

### (3) 目的

本市の環境行政の基本的指針である「姫路市環境基本計画」に掲げる環境像「自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路」の実現を目指し、本市の事務事業における環境配慮の推進と、取組の継続的な改善を図ることを目的とし、以下のことに重点的に取り組みます。

- ・オフィス活動：市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、資源使用量等について、環境配慮の取組状況の点検を行います。
- ・公共工事：「姫路市公共工事における環境配慮指針」に基づく、環境配慮について、取組状況の

点検を行います。

- ・環境法規制：市が行う事務事業に適用される環境法令等について、遵守状況の点検を行います。

#### (4) 取組状況

令和2年度（2020年度）における取組状況は、次のとおりです。

##### ア オフィス活動

市の事務事業のうち、オフィス活動に伴う環境負荷の低減を目指し、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量、資源使用量の削減に取り組んでいます。温室効果ガス排出量については、排出量の5割程度がプラごみ焼却に起因しており、電力使用量等のエネルギー使用量は減っているものの、プラごみ焼却量の増加したことによる影響が一因となっています。

##### □ 取組状況

項目		令和2年度目標		令和2年度実績	
温室効果ガス排出量		平成19年度比	20 %削減	平成19年度比	4.7 %増加
エネルギー使用量	電力使用量	平成19年度比	14 %削減	平成19年度比	24.2 %削減
	都市ガス使用量	平成19年度比	18 %削減	平成19年度比	29.6 %増加
	ガソリン使用量	平成19年度比	9 %削減	平成19年度比	17.5 %削減
	軽油使用量	平成19年度比	64 %削減	平成19年度比	57.3 %削減
	灯油使用量	平成19年度比	7 %削減	平成19年度比	66.2 %削減
	重油使用量	平成19年度比	7 %削減	平成19年度比	62.6 %削減
	LPG使用量	平成19年度比	9 %削減	平成19年度比	60.1 %削減
資源量	水道使用量	平成19年度比	7 %削減	平成19年度比	40.0 %削減
	用紙使用量	平成19年度比	7 %削減	平成19年度比	32.9 %増加
一般廃棄物排出量（本庁舎）		前年度より増加させない		前年度比	14.6 %削減

##### イ 公共工事

「姫路市公共工事における環境配慮指針」は、市が発注する公共工事における環境への配慮の基本となる指針として平成16年3月に策定したものです。公共工事における環境配慮の実施により環境に与える負荷を低減するとともに、環境法令の遵守の徹底を図ることで環境汚染を低減することを目的としています。

##### ウ 環境法規制

市が行う事務事業に適用される環境法令等について、遵守状況を点検するとともに、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急事態及び事故について対応方法を定め、緊急事態に備えます。

#### (5) システム審査と見直し

システムが適切に運用されているか確認するために審査を実施し、運用状況の評価及び見直しを行います。

##### ア システム審査

書類審査、内部審査及び外部審査を実施し、システムの適切性、有効性等について、評価を行いました。システム審査において不適合事項として判定された事項については、該当する所属において原因の特定と再発防止処置が実施されました。



□ システム審査の結果

項目	書類審査	外部審査	内部審査
実施期間	令和2年12月	令和2年12月	令和3年2月
実施者	環境管理責任者	外部審査員（他都市職員）	内部審査員（市職員）
審査方法	書類審査	書類審査	現地調査
審査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス活動及び公共工事における環境配慮、環境法令の適合遵守状況について、おおむね適切に運用できており、不適合事項及び観察事項は確認されなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの運用状況等について「適切」との評価であった。</li> <li>・エネルギー使用量の増減要因を原課に把握・考察させているところや、改定及びマネジメントレビューを毎年実施することにより、効率的に運用されているという評価を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス活動において、エネルギー使用・廃棄物・用紙使用削減等の取組について優良と評価</li> <li>・不適合事項は確認されなかった。</li> <li>・観察事項として、管理標準が設定されていない施設が見受けられた。</li> </ul>

イ 評価

令和2年度のシステム運用状況は、環境管理総括者により、以下のとおり評価されました。

□ システム運用状況の評価

項目	見直しの必要	評価内容
環境方針	あり	新たな姫路市環境基本計画との整合を図り、改訂を行うこと。
管理項目	なし	不適合事項が生じないよう、運用や進行管理について周知徹底を図ること。
その他システムに関する事項	なし	システムの効果的かつ効率的な運用を促進すること。

□ システム文書の改訂

改訂の要否	改訂すべき内容
要	大気汚染防止法など国の法改正や、令和3年度を始期とする新たな環境基本計画及び環境アクションに対応したものとしてシステム文書を改訂するとともに、職員に改訂内容を周知徹底すること。

ウ 見直し

令和3年4月1日に姫路市環境方針の改訂を行うとともに、環境マネジメントシステムマニュアルや環境法規制特定手順等、システム文書を改訂し、環境推進員をはじめとする職員への周知を図りました。

## 姫路市環境方針

### 基本理念

本市は、古来より播磨地域の中心として栄え、近代から現代にかけては活力ある商工業都市として発展を遂げてきました。また、山、川、里、まち、海がつながり、その先には島々が連なる、まさに日本の縮図ともいえる美しい自然資源を有する魅力あふれる地域です。

これらの豊かな資源を将来にわたり継承していくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルや事業活動を実践し、脱炭素社会への転換を図るとともに、関連するさまざまな取組を進め、持続可能な社会を築いていく必要があります。

本市では、令和3年（2021年）2月22日に、2050年までに二酸化炭素の排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行うとともに、市民、事業者、行政など社会の構成員すべての参画と協働のもと、環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として「姫路市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造に取り組んでいます。

こうした取組をより効果的に進めるとともに、市が率先して環境配慮に取り組むため、「姫路市環境マネジメントシステム」を構築し、次の基本方針に基づき運用することにより、本市が掲げる環境像「自然とひとが調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ」の実現を目指します。

### 基本方針

- 1 姫路市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造のための取組を総合的かつ計画的に推進します。
- 2 すべての事務事業において環境に配慮した取組を推進し、その継続的な改善を図ります。特に、次の事項に重点的に取り組みます。
  - (1) 省資源、省エネルギーの推進
  - (2) ごみの減量化、リサイクルの推進
  - (3) グリーン購入の推進
  - (4) 環境に配慮した公共工事の推進
  - (5) 公共施設の脱炭素化
- 3 市の事務事業に係る環境法令等を遵守します。
- 4 職員が環境方針を理解し、率先して環境に配慮した行動を実践できるよう、周知します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムの取組結果は広く公表します。

令和3年（2021年）4月1日

姫路市長 清元秀泰

# 資料

## 1 年表

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
明治22 (1889)	4	・姫路市制を布く		
昭和33 (1958)	10	・姫路市騒音防止条例を制定	7 11 12	・兵庫県衛生研究所が姫路市内の3箇所て降下ばいじん、亜硫酸ガスの測定を開始 ・工場排水等の規制に関する法律を制定（S45年廃止） ・公共用水域の水質の保全に関する法律を制定（S45年廃止）
昭和34 (1959)	8	・衛生局に環境衛生課を設置		
昭和37 (1962)			6	・ばい煙の排出の規制等に関する法律を制定（S43年廃止）
昭和38 (1963)	12	・姫路市公害対策連絡会を設置		
昭和40 (1965)	4 12	・姫路市公害防止施設設置資金融資制度の発足 ・飾磨支所に亜硫酸ガス自動測定機を設置し、大気汚染常時監視を開始（飾磨測定局）	4 10 12	・兵庫県公害防止条例を制定（S44年10月施行） ・ばい煙規制法の指定地域となる ・県条例に規定する特定施設を定める規則及び同条例に規定する排出等の基準を定める規則を施行（水質関係を除く） ・兵庫県播磨地域スモッグ対策要綱の実施
昭和41 (1966)	2 3 4 6 9 10	・衛生局環境衛生課公害対策係を新設 ・市役所本庁に亜硫酸ガス自動測定機を設置（本庁測定局） ・県条例に基づく姫路市公害紛争あっせん要領制定、あっせん員の委嘱等あっせん制度の発足 ・衛生局に公害対策課を設置 ・市議会に産業公害特別委員会を設置 ・姫路市公害対策協議会条例を公布施行	10	・播磨灘をきれいにする運動の発足
昭和42 (1967)	7 8 9	・公害対策課を調査係、指導係に改組 ・西保健所に大気汚染常時監視測定局を設置（広畑測定局） ・白浜支所に大気汚染常時監視測定局を設置（白浜測定局）	8	・公害対策基本法を制定
昭和43 (1968)	5 9 11 12	・公害パトロール車を導入 ・東出張所に大気汚染常時監視測定局を設置（東測定局） ・姫路市・兵庫県と出光興産㈱の三者により、公害防止協定を締結 ・大気汚染防止法の政令市となる	6 11	・大気汚染防止法を制定 ・騒音規制法を制定
昭和44 (1969)	3 4 7 11 12	・市役所に大気汚染常時監視用テレメーター装置を設置し、飾磨・本庁・広畑・白浜・東測定局と結ぶ ・公害対策課を公害部に昇格、調査課と対策課を置く ・公会堂（現、市民会館）に自動車排出ガス測定局を設置 ・公害防止月間を実施（～S47年） ・関西電力㈱と公害防止協定を締結	2 4 10 12	・いおう酸化物に係る環境基準を閣議決定 ・兵庫県に公害第1課、公害第2課、大気監視センターを設置 ・大気汚染防止法の一部改正（K値第2次規制） ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法を制定（S49年廃止）
昭和45 (1970)	2 3 10 11 12	・富士製鐵㈱（現日本製鐵㈱）と公害防止協定を締結 ・山陽特殊製鐵㈱ほか13社と公害防止協定を締結 ・網干支所に大気汚染常時監視測定局を設置（網干測定局） ・出光興産㈱との公害防止協定を改定 ・播磨海域水質規制を適用	2 4 6 12	・一酸化炭素に係る環境基準を閣議決定 ・水質汚濁に係る環境基準を閣議決定 ・公害紛争処理法を制定 ・水質汚濁防止法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等公害関係14法を制定・改正「公害国会」
昭和46 (1971)	2 3 7 11 9 10 12 11	・オキシダント測定を開始（旧市役所） ・自動車排出ガス測定局を駅前に移設（公会堂） ・衛生局を保健公害局と改称し、公害部に苦情処理課を設置 ・姫路市公害対策審議会条例を公布施行し、同審議会を設置（姫路市公害対策協議会を廃止） ・姫路市・兵庫県と新日本製鐵㈱がベレット製造設備新設及び公害防止計画に関する覚書を交換 ・姫路市・兵庫県と関西電力㈱の三者により、姫路第二発電所5・6号機増設に係る公害防止協定を締結 ・姫路市環境基本条例を公布 ・姫路市自然保護条例を公布	5 6 7 10 12	・騒音に係る環境基準を閣議決定 ・悪臭防止法を制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律を制定 ・環境庁を設置 ・兵庫県公害防止条例の全面改正 ・水質汚濁に係る環境基準を告示
昭和47 (1972)	3 7 9 11	・大気汚染常時測定局を西出張所（西測定局）・栗橋公民館（北測定局）に設置 ・自動車排出ガス測定局を飾磨（国道250号線沿）に移設 ・大気汚染常時監視測定局を林田出張所に設置（林田測定局） ・新日本製鐵㈱（現、日本製鐵㈱）との公害防止協定を改定	1 5 6 12	・浮遊粒子状物質に係る環境基準を告示 ・悪臭防止法施行令、施行規則を制定（5物質を指定） ・スウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議を開催、毎年6月5日を「世界環境の日」とする ・大気汚染防止法・水質汚濁防止法の一部改正（無過失責任を規定） ・自動車排出ガス量の許容限度を設定（48年度規制）

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
昭和48 (1973)	1	・宏栄化成(株)ほか10社と公害防止協定締結、山陽特殊製鋼(株)ほか11社との公害防止協定を改定	5	・兵庫県、水質汚濁に係る環境基準(掛保川)を告示
	3	・水質監視測定車「すいれん」を導入(S54年廃車)	9	・二酸化窒素に係る環境基準を告示
	4	・自動車公害測定局を大手前・船場に設置	10	・水質汚濁に係る環境基準(市川・夢前川)を告示
	6	・姫路市公害防止条例を公布	12	・瀬戸内海環境保全臨時措置法を制定
	12	・公害防止強調月間を実施(～S49年)		・公害健康被害補償法を制定
		・出光興産(株)との公害防止協定を改定		・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を制定
昭和49 (1974)	2	・環境衛生研究所を開設	6	・播磨南部地域公害防止計画(S48～52年度)を内閣承認
	3	・自動車公害測定局を移設(県道姫路港線)	9	・大気汚染防止法の一部改正(総量規制の導入)
	4	・関西電力(株)との公害防止協定を改定		・水質に係る環境基準の改正(アルキル水銀の基準)
	5	・公害防止協定に基づく企業設置大気汚染測定局が完成		
	6	・公害部を改組し、大気課・水質課・騒音振動課の3課を設置		
	7	・姫路市公害防止条例施行規則を公布		
	8	・水質汚濁防止法の政令市となる		
昭和50 (1975)	3	・船場川水質自動監視所を設置	2	・水質に係る環境基準の改正(PCBの追加)
	6	・関西電力(株)と公害防止協定を締結(旧協定を廃止)	7	・新幹線鉄道騒音に係る環境基準を告示
	12	・公害防止強調月間を実施(～S56年)	12	・大気汚染防止法施行令の一部改正(総量規制地域の第2次指定を受ける)
昭和51 (1976)	4	・新日本製鐵(株)・出光興産(株)・山陽特殊製鋼(株)ほか23社との公害防止協定改定、姫路製鋼リファイン(株)ほか2社と公害防止協定を締結	6	・振動規制法を制定
	11	・大気汚染西視測局を西市民センターに移設	9	・悪臭防止法施行令・施行規則の一部改正(悪臭3物質の追加)
			12	・国鉄(現JR)が新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を提示
昭和52 (1977)	3	・夢前川水質自動監視所を設置		
昭和53 (1978)	4	・公害部を大気騒音課・水質課に改組	6	・瀬戸内法及び水質汚濁防止法の一部改正(水質総量規制の導入)
昭和54 (1979)	1	・出光興産(株)との公害防止協定細目書を改定	3	・兵庫県「開発整備事業等に係る環境影響評価の手続に関する要綱」を制定
	4	・大気汚染東測定局を現在の東出張所に移設		・播磨南部地域公害防止計画第2期延長を内閣承認
	5	・大気中炭化水素測定を開始	5	・瀬戸内法及び水質汚濁防止法の一部改正(病院等の追加)
	11	・新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策として、騒音レベル80ホン以上の区域に所在する住宅の防音工事に対する助成事務に関する協定の締結及び覚書の交換	8	・化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法を告示
		・自動車公害移動測定車を導入		・ばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出基準の改正
昭和55 (1980)	1	・新日本製鐵(株)(現、日本製鐵(株))との公害防止協定細目書を改定	4	・化学的酸素要求量に係る総量削減計画を告示
	3	・山陽特殊製鋼(株)ほか26社との公害防止協定細目書を改定	5	・水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準を告示
	4	・市役所庁舎移転に伴い、公害監視センターを移設		・瀬戸内法に基づく「リン及びその化合物」に係る削減指導方針を告示
	9	・大気汚染飾磨測定局を飾磨市民センターに、本庁測定局を中央保健所(本町測定局に改称)に移設		
	9	・自動車公害大手前測定局を廃止		
	9	・関西電力(株)との公害防止協定細目書を改定		
昭和56 (1981)	2	・関西電力(株)と、「姫路第一発電所1号ボイラーにおいて実施する石炭燃焼試験研究に係る公害防止対策についての覚書」を交換	3	・公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を10年間延長
	9	・大気汚染広畑測定局を広畑市民センターに移設	6	・大気汚染防止法施行令の一部改正(窒素酸化物に係る総量規制の導入)
	12	・44事業場と「排水の管理に関する覚書」を交換	7	・瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画を策定
昭和57 (1982)	3	・大気汚染網干測定局を網干市民センターに移設	4	・騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定の一部改正
	4	・保健公害局を衛生局に改組	5	・振動規制法に基づく振動規制地域の指定の一部改正
	6	・新幹線対策協定の締結及び覚書の交換	12	・ばいじん等の排出規制の改正
	6	・環境週間を実施(～H3年)		・湖沼の窒素及びリンに係る環境基準を設定・告示
昭和58 (1983)	4	・高木及び四郷前処理場を東部下水処理場に接続	5	・浄化槽法を制定
	7	・衛生局公害部が、衛生部とともに衛生局衛生公害部に改組		
	10	・大阪ガス(株)と公害防止協定を締結		
昭和59 (1984)			3	・播磨南部地域公害防止計画(第3期)を内閣承認
			8	・環境影響評価の実施を閣議決定
				・トリクロエチレン等の排出に係る暫定指導指針を設定
昭和60 (1985)	4	・浄化槽の業務を保健所から水質課に移管	6	・大気汚染防止法施行令の一部改正(小型ボイラーを追加規制)
	10	・姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び姫路市浄化槽に関する規則を施行		
昭和61 (1986)	2	・姫路市浄化槽指導要綱を公布		
		・高木川西前処理場を中部下水処理場に接続		
昭和62 (1987)	7	・船場川水質自動監視所を休止	5	・水質汚濁防止法の規定による化学的酸素要求量に係る総量規制基準を告示
		・市内の小・中学校に水生生物調査を初めて依頼し、水生生物調査を開始	10	・大気汚染防止法施行令の一部改正(ガスタービン、ディーゼル機関の追加規制)
昭和63 (1988)	4	・新日本硝子(株)(現、石塚硝子(株))と公害防止協定を締結	3	・水質汚濁防止法の上乗せ条例の改正
	10	・姫路市生活排水処理計画を策定	5	・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定
			8	・水質汚濁防止法施行令・瀬戸内法の一部改正(共同調理場、飲食店の追加規制)

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成元 (1989)	5	・姫路市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定	3	・播磨南部地域公害防止計画（第4期）を内閣承認
	7	・衛生局衛生公害部大気騒音課・水質課が、市民局生活環境部環境保全課に改組	〃	・水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン等有害物質に追加指定）
	12	・福井前処理場を揖保川流域下水処理場に接続	6	・大気汚染防止法の一部改正（石綿等特定粉じんの規定整備）
平成2 (1990)	6	・姫路市カラオケハウスの建築に関する要綱を制定	9	・悪臭防止法施行令、施行規則の一部改正（プロピオン酸等4物質の追加指定）
			12	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石綿を特定粉じんに指定）
			3	・兵庫県「ひょうご快適環境プラン」を策定
平成3 (1991)	3	・ディスプレイ・テクノロジー(株)と公害防止協定を締結	6	・水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進）
	4	・緑化推進10ヶ年計画を策定	12	・大気汚染防止法の一部改正（ガスエンジン、ガソリンエンジンの追加規制）
	7	・健康福祉局保健部環境保全課に改組	3	・水質汚濁防止法の規定により、平成6年度を目標とした「化学的酸素要求量に係る第三次総量削減計画」を告示
平成4 (1992)	8	・関西電力(株)と環境保全協定を締結（旧協定の廃止）	〃	・水質に係る環境基準（船場川）を告示
	2	・電気自動車（1台）を導入	8	・土壌汚染に係る環境基準を告示
	〃	・姫路市低公害自動車フェアを開催	11	・阪神間6市が一斉ノーマイカーデーを実施
平成5 (1993)	6	・環境月間を実施	12	・水質汚濁に係る環境基準の一部改正（pH、DOの自動監視測定の追加）
	〃	・市内の小学6年生に「生き物調査」を実施（平成5年3月身近な生き物から見た姫路の自然発行）	4	・兵庫地域公害防止計画を策定
	8	・酸性雨測定を開始	6	・環境と開発に関する国連会議（地球サミット）を開催（ブラジル：リオ・デ・ジャネイロ）
平成6 (1994)	10	・「環境フェア・inひめじ'92」を開催（大手前公園）	〃	・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法を制定
	1	・姫路市自動車公害移動観測車を更新	11	・兵庫県、「ひょうごエコライフ指針」を策定
	2	・国際ロータリー第2680地区より騒音測定車一式を寄贈	3	・水質汚濁に係る環境基準の一部改正（15項目の追加、基準値の見直し）
平成7 (1995)	3	・姫路市緑化推進基本計画を策定	4	・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについての大気環境指針及び暫定対策ガイドラインを設定
	4	・姫路市生活排水処理計画を改定	6	・悪臭防止法施行令、施行規則の一部改正（10物質の追加）
	4	・姫路市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を改正	8	・水質汚濁に係る環境基準及び排水基準の一部改正（海域の窒素・燐の基準を設定）
平成8 (1996)	〃	・新日本製鐵(株)（現、日本製鉄(株)）と環境保全協定締結（旧協定の廃止）	11	・環境基本法を制定
	10	・姫路市環境審議会条例を公布（姫路市公害対策審議会条例の廃止）	12	・「アジェンダ21行動計画」を策定
	4	・本町測定局を八代測定局（八代富士公園）に移設	〃	・水質汚濁防止法施行令等の一部改正（ジクロロメタン等13物質の基準を設定）
平成9 (1997)	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	4	・悪臭防止法施行規則の一部改正（排出水中の悪臭物質の規制基準を設定）
	4	・環境局生活環境部環境保全課に改組	5	・水道資源水域の水質の保全に関する特別措置法を制定
	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	12	・環境基本計画を策定
平成9 (1997)	4	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	4	・悪臭防止法の一部改正（嗅覚測定法を導入）
			10	・大気汚染防止法の一部改正（自動車燃料対策の強化）
			12	・姫路市はじめ全国12市を中核市に指定する政令が正式決定
平成9 (1997)	4	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	6	・子どもエコクラブの発足
			7	・兵庫県公害防止条例ほか2県条例を改め、環境の保全と創造に関する条例を制定
			5	・大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策の強化等）
平成9 (1997)	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	6	・播磨海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型を指定
			9	・水質汚濁防止法の規定により、平成11年度を目標とした「化学的酸素要求量に係る第四次総量削減計画」を告示
			10	・大気汚染防止法施行規則の一部改正（乾式測定法の導入）
平成9 (1997)	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	1	・大気汚染防止法施行令の一部改正（指定物質3物質指定、特定粉じん排出等作業の指定）
			2	・大気環境基準を告示（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
			〃	・大気汚染防止法施行規則等の一部改正（特定粉じん排出等作業の届出）
平成9 (1997)	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	〃	・大気汚染防止法に基づく指定物質抑制基準を告示（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
			3	・兵庫県、環境影響評価に関する条例を制定
			6	・環境影響評価法を公布
平成9 (1997)	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	8	・大気汚染防止法施行令の一部改正（指定物質にダイオキシン類の追加）
			〃	・ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準を定める告示
			〃	・ダイオキシン類に係る大気環境指針値を設定
平成9 (1997)	10	・有害大気汚染物質のモニタリングを開始	9	・県条例規制基準の改正（汚水の排出基準の強化）
			〃	・ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準を定める告示
			〃	・ダイオキシン類に係る大気環境指針値を設定

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成10 (1998)	4 5 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物焼却施設等に係るダイオキシン類削減のための指導マニュアルを作成</li> <li>姫路市浄化槽指導要綱の全面改正</li> <li>姫路市公害防止条例施行規則の一部改正（煙突の設備基準の見直し）</li> </ul>	4 5 6 9 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法施行規則の一部改正（ばいじん規制強化・測定頻度の緩和）</li> <li>水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設にPCB処理施設の追加）</li> <li>エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正</li> <li>騒音に係る環境基準の改正（H11.4.1施行）</li> <li>地球温暖化対策の推進に関する法律を公布（H11.4.8施行）</li> </ul>
平成11 (1999)	4 " " 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の区域の区分の一部変更を告示</li> <li>電気炉に係るダイオキシン類削減のための指導マニュアルを作成</li> <li>姫路市役所エコオフィスを策定（5月実施）</li> <li>冬の適正暖房を開始</li> </ul>	3 7 " " "	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭防止法施行規則の一部改正（臭気指数等2号規制基準）</li> <li>環境の保全と創造に関する条例に基づく規制基準の改正（焼却炉ばいじん規制）</li> <li>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）を公布</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法を公布（H12.1.15施行）</li> <li>地方分権推進一括法を公布（H12.4.1施行）</li> </ul>
平成12 (2000)	1 4 6 "	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路市大気汚染常時監視システム更新、「公害監視センター」から「環境監視センター」に名称変更</li> <li>騒音規制法に基づく「自動車騒音の限度を定める命令に係る区域の指定について」を告示（同区域及び時間の指定を廃止）</li> <li>姫路市環境基本計画素案を公表</li> <li>夏の適正冷房及びエコロックを開始</li> </ul>	3 4 5 6 7 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令を公布（H12.4.1施行）</li> <li>騒音に係る環境基準の評価マニュアルを策定</li> <li>悪臭防止法の一部を改正する法律を公布（事故時の措置、H13.4.1施行）</li> <li>循環型社会形成推進基本法等関連6法を制定</li> <li>県条例の一部改正（温暖化防止特定事業届出制度）</li> <li>環境基本計画を改訂</li> </ul>
平成13 (2001)	3 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路の環境をみんなで守り育てる条例を制定</li> <li>姫路市環境基本計画を策定</li> </ul>	1 6 " " " 9 11 " 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁再編に伴い、「環境庁」から「環境省」へ</li> <li>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布</li> <li>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布</li> <li>水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質として、ほう素及びその化合物等を追加、特定施設の追加）</li> <li>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正</li> <li>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（施設の追加等）</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加）</li> <li>水質汚濁防止法施行令、瀬戸内海特別措置法施行規則の一部改正（N、P総量規制）</li> <li>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正（姫路市が対策地域として指定）</li> </ul>
平成14 (2002)	4 5 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路市環境アクションを策定</li> <li>姫路市低公害車導入助成事業を開始</li> <li>姫路市低公害車普及促進対策補助事業を開始</li> </ul>	5 6 " 7 "	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策法を公布（H15.2.15施行）</li> <li>京都議定書締結を閣議決定</li> <li>地球温暖化対策推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正</li> <li>使用自動車の再資源化等に関する法律を公布</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加）</li> </ul>
平成15 (2003)	3 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路市自動車公害移動観測車を更新</li> <li>ISO14001認証を取得</li> </ul>	7 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害大気汚染物質指針値を設定（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物）</li> <li>県条例の一部改正（自動車等運行規制）</li> <li>水質汚濁に係る環境基準の改正（水生生物保全環境基準の設定）</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加）</li> </ul>
平成16 (2004)	4 "	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境局環境保全課に改組</li> <li>姫路市伊勢自然の里・環境学習センターを開園</li> </ul>	1 5 6 " 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正（事前評価制度の簡素化）</li> <li>大気汚染防止法の一部改正（VOCの排出規制）</li> <li>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定（H17.4.1施行）</li> <li>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を制定</li> <li>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を施行</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正（簡易測定法の追加）</li> </ul>

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成17 (2005)	4	・環境局環境美化部環境保全課に改組	2	・京都議定書を発効
	7	・アスベスト対策会議を設置	〃	・石綿障害予防規則を制定 (H17.7.1施行)
	10	・全市でごみの新しい分別収集 (プラスチック製容器包装とミックスペーパー) を開始	4	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正 (公害防止管理者等の必置制度の見直し等)
			〃	・チーム・マイナス6% (地球温暖化防止「国民運動」) が始まる
			5	・浄化槽法の一部改正
			6	・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
			〃	・クールビズを開始 (6/1~9/30)
			8	・エネルギーの使用合理化に関する法律の一部改正
			9	・ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正 (特定施設の追加)
			10	・県条例施行規則の改正 (非飛散性石綿含有建築物解体時の規制強化、H17.11.9施行)
			11	・ウォームビズを開始 (11/1~3/31)
			12	・大気汚染防止法施行令等の一部改正 (飛散性石綿含有建築物の規制強化、H18.3.1施行)
平成18 (2006)	3	・姫路市公害防止条例及び施行規則の一部改正	2	・大気汚染防止法等の一部改正 (飛散性石綿含有工作物の規制強化、H18.10.1施行)
	〃	・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示	3	・兵庫県、環境の保全と創造に関する条例の一部改正
	9	・ISO14001認証を更新	〃	・石綿による健康被害の救済に関する法律 (アスベスト新法) を制定
			〃	・第3次環境基本計画を閣議決定
			4	・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
			6	・有害大気汚染物質指針値を追加設定 (クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン)
			11	
平成19 (2007)	7	・環境局環境政策室に改組	2	・「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 第4次評価報告書第1作業部会報告書 (自然科学的根拠) を公表
			4	・「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 第4次評価報告書第2作業部会報告書 (影響・適応・脆弱性) を公表
			5	・「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 第4次評価報告書第3作業部会報告書 (気候変動の緩和策) を公表
			〃	・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律を公布
			6	・エコツーリズム推進法を公布
平成20 (2008)	2	・降下ばいじん対策の在り方について答申 (新たな目安値: 不溶性物質質量3トン/km <sup>2</sup> /月)	3	・京都議定書目標達成計画を全部改定
	3	・姫路市環境基本計画を改訂	5	・G8環境大臣会合を開催 (神戸市)
	〃	・姫路市環境アクションを改訂	〃	・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正
	7	・農政環境局環境政策室に改組	6	・生物多様性基本法を公布・施行
	〃	・豊富測定局を香寺測定局 (香寺事務所) へ移設	〃	・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
			7	・石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正
平成21 (2009)	3	・36社39工場と環境保全協定を締結 (旧協定を廃止)	4	・土壌汚染対策法の一部改正 (H21.10.23一部施行、H22.4.1全部施行)
	4	・姫路市環境マネジメントシステムを運用開始	5	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正
			9	・微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を告示
			11	・水質環境基準の改正 (1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンの追加、1,1-ジクロロエチレン基準値の改正)
平成22 (2010)	4	・㈱IPSアルファテックノロジ姫路 (現、パナソニック液晶ディスプレイ(株)姫路) と環境保全協定を締結	5	・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正 (事業者の責務、測定結果の未記録等に対する罰則規定の創設、(事業者の責務規定): H22.8.10施行、(その他): H23.4.1施行)
	〃	・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示	〃	・大気汚染防止法施行規則の一部改正 (H22.8.10施行)
	6	・㈱DNPプレジジョンデバイス姫路と環境保全協定を締結	6	・土壌環境基準の改正 (カドミウム基準値の改正)
	9	・飾磨自動車排出ガス測定局を移設 (飾磨恵美酒公園)	8	・大気汚染防止法施行規則の一部改正 (有害物質の測定方法の変更、H22.10.1全部施行)
	11	・酸性雨調査場所を移設 (市役所北別館)		
平成23 (2011)	3	・姫路市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) を策定	6	・水質汚濁防止法の一部改正 (地下水汚染の未然防止、H24.6.1施行)
	7	・環境局環境政策室に改組	7	・土壌汚染対策法施行規則の一部改正 (H23.7.8施行)
	9	・微小粒子状物質 (PM2.5) 自動測定機器を設置 (網干測定局、御国野測定局、船場自排局)	〃	・微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析ガイドラインを策定
	〃	・環境副読本・環境学習用ノートを作成		
平成24 (2012)	2	・騒音規制法に基づく規制地域の指定等を告示	4	・大気中微小粒子状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアルを策定
	〃	・香寺測定局を移設 (香寺事務所内)	5	・水質汚濁防止法施行令等の一部改正 (有害物質の追加、指定物質の追加、特定施設の追加)
	3	・姫路市環境アクションを改訂		
	〃	・騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定を告示	8	・水質汚濁に係る環境基準の改正 (水生生物保全環境基準にノニルフェノールの追加)
	4	・ナイテック・プレジジョン・アンド・テクノロジーズ(株)、太平工業(株) 広畑支店 (現、日鉄テックスエンジニア(株) 広畑支店)、(株)関電エネルギーソリューションと環境保全協定を締結		
	11	・微小粒子状物質 (PM2.5) 自動測定機器を設置 (広畑測定局、白浜測定局、飾西測定局、飾磨自排局)		

年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成25 (2013)	3 " " 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな姫路市環境基本計画を策定</li> <li>・姫路市自動車公害移動測定車を更新</li> <li>・騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定等を告示</li> <li>・微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析を開始 (船場自排局)</li> </ul>	3 " " " 6 " 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法施行規則の一部改正 (VOC濃度測定回数の変更、H25.3.6施行)</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準の改正 (水生生物保全環境基準にLASの追加)</li> <li>・微小粒子状物質 (PM2.5) に関する専門会合、PM2.5の注意喚起のための暫定的な指針を設定</li> <li>・兵庫県、PM2.5 (微小粒子状物質) の注意喚起の発信基準を設定</li> <li>・大気汚染防止法の一部改正 (建築物の解体における石綿の飛散防止対策の強化、H26.6.1施行)</li> <li>・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正 (「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に名称変更、H27.4.1施行)</li> <li>・微小粒子状物質 (PM2.5) に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改正</li> <li>・兵庫県、微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起情報発信要領の改正</li> </ul>
平成26 (2014)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市大気常時監視システムを更新</li> </ul>	3 5 7 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌環境基準の改正 (1,1-ジクロロエチレン基準値の改正)</li> <li>・大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行令の一部改正 (建築物の解体における飛散防止対策の強化、H26.6.1施行)</li> <li>・大気中微小粒子状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアルにおける測定方法の追加 (水溶性有機炭素成分、レボグルコサン、ガス成分)</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (トリクロロエチレン基準値の改正)</li> <li>・水質汚濁に係る排水基準の一部改正 (カドミウム)</li> </ul>
平成27 (2015)	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法に関連する姫路市告示の改正 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、幼保連携型認定こども園の追加)</li> </ul>	4 6 10 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、幼保連携型認定こども園の追加)</li> <li>・大気汚染防止法の一部改正 (水銀の排出規制の追加、水俣条約が効力を生ずる日から2年以内に施行予定 (H30.4.1施行))</li> <li>・水質汚濁に係る排水基準の一部改正 (トリクロロエチレン)</li> <li>・瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正 (H27.10.2施行)</li> <li>・大気汚染防止法施行令の一部改正 (水銀排出施設の設定)</li> </ul>
平成28 (2016)	3 " 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定を告示</li> <li>・生物多様性ひめじ戦略を策定</li> <li>・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定を告示</li> </ul>	3 " " 5 6 9 " "	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌環境基準の改正 (クロロエチレン、1,4-ジオキサン)の追加、H29.4.1施行)</li> <li>・土壌汚染対策法施行令の一部改正 (クロロエチレンの追加、H29.4.1施行)</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (生活環境項目環境基準に底層溶存酸素量の追加)</li> <li>・沿岸透明度を地域環境目標に設定</li> <li>・地球温暖化対策計画を閣議決定</li> <li>・風営法の一部を改正する法律の施行に伴う、環境の保全と創造に関する条例の改正 (H28.6.23施行)</li> <li>・大気汚染防止法施行令の一部改正 (要排出抑制施設の設定)</li> <li>・大気汚染防止法施行規則の一部改正 (水銀排出施設の種類及び規模、排出基準の設定)</li> <li>・排出ガス中の水銀測定法を告示</li> </ul>
平成29 (2017)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正</li> </ul>	1 3 4 " 5 " 6 9 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法施行規則の一部改正 (水素製造用改質器の測定頻度の緩和、H29.1.6施行)</li> <li>・小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集を公表</li> <li>・建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインを公表</li> <li>・兵庫県地球温暖化対策推進計画を策定</li> <li>・土壌汚染対策法の一部改正 (H30.4.1一部施行、H31.4.1全部施行)</li> <li>・水銀に関する水俣条約の発効を決定 (H30.4.1施行)</li> <li>・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (特定施設の一部削除、H29.8.16施行)</li> <li>・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (改訂版)を公表</li> <li>・土壌汚染対策法施行規則等の一部改正 (汚染土壌処理業の譲渡等を規定、H30.4.1施行)</li> </ul>
平成30 (2018)	3 " "	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)【改定版】を策定</li> <li>・姫路市一般廃棄物処理基本計画を策定</li> <li>・騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定を告示</li> </ul>	9 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌環境基準、土壌汚染対策法施行令の一部改正 (1,2-ジクロロエチレン、H31.4.1施行)</li> <li>・大気汚染に係る環境基準の一部改正 (トリクロロエチレン基準値の改正)</li> <li>・気候変動適応法を制定 (H30.12.1施行)</li> </ul>



年	月	姫路市	月	国・兵庫県・その他
平成31 令和1 (2019)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広畑バイオマス発電機と環境保全協定を締結</li> <li>・「COOL CHOICE」賛同宣言</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの削減の推進に関する法律を公布 (R1. 10. 1施行)</li> <li>・プラスチック資源循環戦略を策定</li> </ul>
			6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正 (R2. 4. 1施行)</li> <li>・浄化槽法の一部改正 (R2. 4. 1施行)</li> </ul>
			7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部改正 (R2. 4. 1施行)</li> </ul>
			10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価法施行令の一部改正 (太陽光発電所の追加、R2. 4. 1施行)</li> <li>・環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正 (太陽光発電所の追加、R2. 4. 1施行)</li> <li>・環境の保全と創造に関する条例の一部改正 (豊かで美しい瀬戸内海の再生、R1. 10. 7施行)</li> <li>・豊かで美しい瀬戸内海の再生のための兵庫県水質目標値 (下限値) を設定 (R1. 10. 28施行)</li> </ul>
			12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部改正 (下水処理場に係るBOD上乘せ排水基準の緩和、R1. 12. 16施行)</li> <li>・下水処理場に係るBOD上乘せ排水基準の緩和に関する最下流環境基準点を設定 (R1. 12. 17施行)</li> <li>・環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正 (別表第5の変更、R1. 12. 10、R2. 1. 1、R2. 6. 21施行)</li> </ul>
令和2 (2020)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準の一部改正 (風力発電設備の騒音の規制基準追加)</li> </ul>
			3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の環境配慮ガイドラインの公表</li> <li>・小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針を策定 (R2. 3. 10施行)</li> <li>・環境影響評価指針の改正</li> </ul>
			4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌環境基準の改正 (カドミウム、トリクロロエチレンの基準値の改正)</li> <li>・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (道路運送車両法の一部改正に伴うもの)</li> </ul>
			6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の施行 (要監視項目にPFOSとPFOAを追加し、暫定指針値を設定)</li> <li>・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正 (卸売市場法の一部改正に伴うもの)</li> <li>・大気汚染防止法の一部改正 (規制対象に石綿含有成形板等の追加、R3. 4. 1施行)、(直接罰の追加、R3. 4. 1施行)、(事前調査結果等の電子システムによる報告、R4. 4. 1施行)</li> </ul>
			7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿障害予防規則等の一部改正 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去工事に関する規制、R2. 10. 1施行)、(調査結果の記録の保存、R3. 4. 1施行)、(石綿含有仕上塗材・成形版等の除去工事に関する規制、R3. 4. 1施行)、(事前調査結果等の電子システムによる報告、R4. 4. 1施行) (事前調査及び分析調査の実施者の要件、R5. 10. 1施行)</li> </ul>
			8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質指針値を設定 (塩化メチル、アセトアルデヒド)</li> </ul>
			9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正 (事前評価等を要しない場合の追加、R2. 9. 25施行)</li> </ul>
			10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 (石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の作業基準、R3. 4. 1施行)、(事前調査結果の記録の保存、R3. 4. 1施行)、(特定粉じん排出等作業の結果の報告等、R3. 4. 1施行)、(事前調査の実施者の要件、R5. 10. 1施行)</li> <li>・菅義偉首相が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言 (R2. 10. 26)</li> </ul>
			12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (住宅宿泊事業に係る厨房施設等を特定施設から除外、R2. 12. 19施行)</li> <li>・押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令 (R2. 12. 28施行)</li> </ul>
令和3 (2021)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市大気汚染常時監視システムを更新</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準の一部改正 (大気汚染防止法の一部改正に伴う見直し、R3. 4. 1施行)</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市公害防止条例施行規則の一部改正 (押印廃止)</li> <li>・「ゼロカーボンシティ」宣言</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県地球温暖化対策推進計画の改定</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな姫路市環境基本計画を策定</li> <li>・姫路市環境アクションを改訂</li> <li>・姫路市浄化槽に関する規則の一部改正 (押印廃止)</li> </ul>	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正 (栄養塩類管理計画の策定、一年以内に施行)</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 (R4. 4. 1施行)</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準の改正 (六価クロムの基準値の改正、大腸菌群数に係る環境基準の見直し)</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正 (六価クロムの基準値の改正)</li> <li>・地球温暖化対策計画を閣議決定</li> <li>・エネルギー基本計画を閣議決定</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「SDGs未来都市」に選定される</li> </ul>		

## 2 姫路市環境関連条例

### (1) 姫路の環境をみんなで守り育てる条例

平成13年3月28日

条例第6号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境が人間の生存と生活の基盤であることにかんがみ、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に係る密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境管理 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全と創造は、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

##### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

##### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、地域の構成員として、地域の環境の保全と創造に貢献するように努めなければならない。

##### (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の環境の自然的要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 水と緑に親しむことのできる都市空間の形成、歴史的文化的資源の保全及び活用、良好な都市景観の創出を図り、潤いと安らぎのある快適な都市環境を形成すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。
- (5) 市、事業者及び市民のすべての主体が参画し、協働する社会を形成すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ姫路市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進することにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(自然環境の保全と創造)

第14条 市は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、森林、農地、河川、海浜等における多様な自然環境の適正な保全と創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全と創造を行うに当たっては、生物の多様性の確保に努めるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全と創造)

第15条 市は、姫路城をはじめとする歴史的文化的資源、良好な景観その他の地域の個性を生かした潤いと安らぎのある環境を保全し創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第16条 市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創造についての関心と理解を深め、自らの活動を行う意欲が増進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の支援)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の環境の保全と創造に関する自主的活動が促進されるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第19条 市は、市民等の意見を環境の保全と創造に関する施策に反映させることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参画の機会の確保)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の参画の機会の確保に努めるものとする。

(情報の共有化)

第21条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民等と協働して、環境の状況及び環境の保全と創造に関する必要な情報を収集するとともに、適切に情報の提供を図り、市民等との情報の共有化に努めるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査研究を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全と創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(環境管理に関する取組)

第24条 市は、事業者の環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自ら環境管理に関する取組の実施に努めるものとする。

### 第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に関する施策の推進)

第25条 市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第4章 環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、市民等との協働により、環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第28条 市長は、環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 姫路市公害防止条例

昭和48年4月1日

条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生存と生活の確保に寄与するため、行政機関、事業者及び市民が各々の立場と責務を自覚し、公害防止にあらゆる努力を傾注するという基本理念に基づき、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより公害対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「事業者」とは、工場等を設置している者及び工場等を設置しようとする者並びに建設工事を施工する者をいう。

4 この条例において「工場等」とは、工場、事業場等事業を行う場所をいう。

5 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。

第2章 事業者の責務

(基本的責務)

第3条 事業者は、その責任において万全の措置を講ずることにより公害を発生させてはならない。

(最大限の努力義務)

第4条 事業者は、法令等に違反しないことを理由として、公害防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(管理及び監視義務)

第5条 事業者は、ばい煙等を排出し、又は発生させる施設を適正に管理するとともに、その排出又は発生の状況を常に監視しなければならない。

(協力義務)

第6条 事業者は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 前項の協力には、市が監視施設の設置を事業者に求めたときは、これに関する費用負担を含むものとする。

(公害防止協定)

第7条 事業者は、市長が公害防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、公害防止に関する協定を締結したときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(被害の処置)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害については、その責任において適切に処置しなければならない。

(環境の整備)

第9条 事業者は、工場等の緑化等環境の整備に努めなければならない。

### 第3章 市長の責務

#### (基本的責務)

第10条 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公害防止に関する必要な施策を講じなければならない。

#### (環境目標の設定等)

第11条 市長は、よりよい生活環境条件を確保するため、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の目標（以下「環境目標」という。）を必要に応じて定めるものとする。

2 市長は、前項の環境目標を達成するため必要な公害防止計画を策定するものとする。

#### (監視の義務)

第12条 市長は、ばい煙等の排出又は発生の状況及びそれによる環境の汚染状況を常に監視しなければならない。

#### (調査等の義務)

第13条 市長は、適切な公害防止措置を講ずるための必要な調査、研究等を行わなければならない。

#### (公表の原則)

第14条 市長は、前2条の規定による監視及び調査等の結果が明らかになったときは、その状況を公表するものとする。

#### (知識の普及等)

第15条 市長は、公害に関する知識の普及及び公害防止の思想の高揚に努めなければならない。

#### (公共施設の整備等)

第16条 市長は、公害防止に資する公共施設の整備を促進する措置を講じなければならない。

2 市長は、地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、公害防止について特に配慮しなければならない。

#### (広域公害に対する措置)

第17条 市長は、広域公害に対処するため、市域外に立地し又は立地しようとする工場等について実状の把握に努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による実状の把握を行った結果、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して公害防止に関する必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

#### (苦情等の処理)

第18条 市長は、公害に係る苦情等について必要な調査及び指導を行う等迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

### 第4章 市民の責務

#### (基本的責務)

第19条 市民は、地域の快適な生活環境を確保するため、常に自ら公害を発生することのないよう努めなければならない。

#### (協力義務)

第20条 市民は、市その他行政機関が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

### 第5章 事業者等に対する規制

#### 第1節 工場等に対する規制

#### (規制基準の設定)

第21条 市長は、事業活動に伴って工場等から排出し又は発生するばい煙等を規制するため、必要に応じて規則で規制基準を定めるものとする。

2 前項の規定による規制基準は、事業活動に伴って工場等から排出し又は発生するばい煙等の量等の許容限度とする。

#### (規制基準の遵守)

第22条 工場等を設置している者及び設置しようとする者は、他の法令等で定める排出基準等のほか、前条第1項の規定により定める規制基準を遵守しなければならない。

(工場等の届出)

第23条 他の法令等に基づく規制対象施設を有する工場等（以下「特定工場等」という。）を設置している者及び特定工場等を設置しようとする者並びに規則で定める工場等（以下「一般工場等」という。）を設置している者及び一般工場等を設置しようとする者は、市の行う公害対策に資するため、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第24条 市長は、特定工場等から前条の規定による届出に関連した事項について報告を求めることができる。

2 市長は、特定工場等を除く工場等からこの条例の施行に必要な限度において報告を求めることができる。

(事故時の措置)

第25条 工場等を設置している者は、ばい煙等を排出し、又は発生する施設若しくはこれを処理する施設について故障、破損その他の事故が発生し又はそのおそれが生じた時は、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 特定工場等を設置している者又は一般工場等を設置している者は、前項に規定する事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、その状況を直ちに規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。また、当該事態が復旧したときも規則で定めるところにより市長に報告し、確認を受けなければならない。

(立入調査等)

第26条 市長は、第23条の規定による届出並びに第24条第1項及び前条第2項の規定による報告の内容を審査するため、必要な限度において、特定工場等に関係職員を立入検査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等を除く工場等に関係職員を立入調査させることができる。

3 第1項の規定による立入調査及び前項の規定による立入検査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特定工場等に対する措置)

第27条 市長は、第24条第1項の規定による報告及び第26条第1項の規定による立入調査の結果、不備な事項が明らかとなった場合は、その者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するとともに関係行政機関に対して、規制等を要請するものとする。

(改善勧告)

第28条 市長は、特定工場等を除く工場等から排出し又は発生するばい煙等の量が第21条第1項の規定による規制基準に適合しないと認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、第21条第1項の規定による規制基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(停止命令)

第30条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わず、第21条第1項の規定による規制基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、期限を定めて、当該事態を除去するため必要な限度において、当該工場等の操業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第31条 市長は、特定工場等を除く工場等から排出し又は発生するばい煙等の量が第21条第1項の規定による規制基準に適合しないことにより人の健康に被害を生ずると認めるときは、前3条の規定にかかわらず、直ちに、その者に対し、期限を定めて当該事態を除去するため必要な限度において、当該工場等の操業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業計画書)

第32条 市長は、第11条第2項の規定による公害防止計画策定のため必要があると認めるときは、工場等を設置している者及び工場等を設置しようとする者に対し、将来の事業計画書の提出を求めることができる。

## 第2節 建設工事等に対する規制

(基準の設定)

第33条 市長は、規則で定める建設工事（以下「特定建設工事」という。）の施工により発生するばい煙等に係る基準を、必要に応じて規則で定めるものとする。

(基準の遵守)

第34条 特定建設工事を施工する者は、他の法令等で定める基準のほか、前条の規定により定める基準を遵守しなければならない。

(特定建設工事の届出)

第35条 特定建設工事を施工する者は、当該特定建設工事の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、災害でその他非常の事態の発生により特定建設工事を緊急に行う必要がある場合は、遅滞なく届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定建設工事を騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第3項の特定建設作業又は環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第59条第1項の特定建設作業と同じ期間に、同じ場所で施工する場合において、騒音規制法第14条又は環境の保全と創造に関する条例第59条の規定に基づく届出をしたときは、それをもって前項の規定による届出をしたものとみなす。

(改善勧告)

第36条 市長は、特定建設工事の施工に伴って排出し又は発生するばい煙等が第33条に規定する基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定建設工事を施工する者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事に係るばい煙等の処理又は防止の方法を改善し若しくは当該特定建設工事に係る作業時間を変更するよう勧告することができる。

(改善命令)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、第33条の規定による基準に適合しない事態が継続するときは、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事に係るばい煙等の処理又は防止の方法の改善若しくは当該特定建設工事に係る作業時間の変更を命ずることができる。

(停止命令)

第38条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わず、第33条の規定による基準に適合しない事態が継続するときは、その者に対し、当該事態を除去するため必要な限度において、当該特定建設工事の施工の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公共事業等に対する配慮)

第39条 市長は、公共性のある特定建設工事の施工について、前3条の規定による改善勧告及び改善命令並びに停止命令を行うにあたっては、当該特定建設工事の実施が不可能にならないよう配慮するものとする。

(土砂等の運搬)

第40条 同一路を反復して、土砂、鉱さい、汚泥等を運搬する自動車を運行する者及び運行させる者は、公害を発生させないよう必要な措置を講じなければならない。また、万一当該運行に伴って生じた公害に係る被害については、その責任において適切に処置しなければならない。

2 第36条、第37条及び第38条の規定は、前項に規定する者が同項の規定に違反し、周辺の生活環境が損なわれるときは、その者について準用する。

(土砂の流出防止等)

第41条 土砂の採取、土地造成その他これに類する行為を行う者は、公共用水域に土砂を流出させることによりその水質を汚濁し又はその水底に土砂を堆積させてはならない。



2 第36条、第37条及び第38条の規定は、前項に規定する者が同項の規定に違反し、当該公共用水域の機能が損なわれるときは、その者について準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第42条 市長は、建設工事を施工する者並びに第40条及び第41条に規定する者に対し、当該建設工事の施工等の状況その他必要な事項の報告を求め、又は必要な限度において、関係職員を当該建設工事の施工等の場所に立入検査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

### 第3節 自動車公害防止

(自動車の使用制限)

第43条 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)を所有する者及び運転する者は、可能な限り不要不急の自動車の使用をさけるよう努めなければならない。

(自動車排出ガス等の防止)

第44条 自動車を所有する者及び運転する者は、常に自動車の適正な運転及び必要な整備を行い、当該自動車からみだりに排出ガス、黒煙及び騒音を排出し又は発生させないように努めなければならない。

### 第4節 生活妨害の除去

(夜間の静穏保持)

第45条 何人も、夜間において、音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。ただし、救急、水火災等非常の場合はこの限りでない。

(拡声機の使用制限)

第46条 拡声機を使用する者は、他の法令等に定めのある場合を除き、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(爆音機の使用制限)

第47条 鳥獣駆除のため爆音機を使用する者は、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(一般基準の遵守)

第48条 何人も、前2条に定めるほか、生活妨害を除去するため市長が必要に応じて定めるばい煙等に係る一般基準を遵守しなければならない。

(現場調査)

第49条 市長は、前3条の施行に必要な限度において、関係職員を現場調査させることができる。

2 第26条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による現場調査に準用する。

(勧告)

第50条 市長は、前条の規定による現場調査の結果、第46条、第47条又は第48条の規定による使用基準又は一般基準に適合せず付近の生活環境が損なわれると認めるときは、その行為者に対し当該事態を消除するよう勧告することができる。

## 第6章 雑則

(中小事業者に対する助成措置)

第51条 市長は、中小事業者が行う公害防止施設の整備等について、必要な技術指導及び資金のあっせんを行う等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境審議会の意見聴取)

第52条 市長は、第11条第1項の規定により環境目標を定めようとするときは、姫路市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

2 市長は、第11条第1項の規定により環境目標を定めたときは、告示しなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

第53条 前条第1項の規定は、第21条第1項の規定による規制基準、第23条の規定による一般工場等の範囲、第33条の規定による特定建設工事の範囲及び基準、第46条及び第47条の規定による使用基準、第48条の規定による一般基準を定め又は変更し若しくは廃止する場合に準用する。

(補則)

第54条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

第55条 第31条の規定による停止命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第56条 第30条の規定による停止命令に違反した者は、6箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第38条の規定による停止命令に違反した者

(2) 第40条第2項又は第41条第2項の規定による停止命令に違反した者

第58条 第26条第1項の規定による立入調査及び第26条第2項又は第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 姫路市騒音防止条例（昭和33年姫路市条例第35号）は、廃止する。

(4町の編入に伴う経過措置)

3 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入（以下「編入」という。）の際現に編入前の家島町、夢前町、香寺町又は安富町（以下「4町」という。）の区域内において特定建設工事を施工している者及び4町の区域内において編入の日から平成18年4月3日までの間に特定建設工事を開始しようとする者に対する第35条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定建設工事の開始の日の7日前までに」とあるのは、「家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入後直ちに」とする。

附 則（平成6年10月1日条例第21号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月19日条例第36号）

この条例は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）附則第1項の規則で定める日から施行する。

(平成7年12月28日兵庫県規則第100号で平成8年1月17日から施行)

附 則（平成13年3月28日条例第32号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第107号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

### (3) 姫路市環境審議会条例

平成6年10月1日

条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に姫路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体等を代表する者
- (3) 市その他関係行政機関の職員  
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。  
(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務を処理する。  
(関係者の出席)

第9条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 姫路市公害対策審議会条例（昭和46年姫路市条例第26号）は、廃止する。
- 3 最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 4 〔略〕

附 則（平成8年3月26日条例第12号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則（平成20年6月23日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。  
附 則（平成23年6月27日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

### 3 姫路市環境審議会

#### □ 姫路市環境審議会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

氏名	所属等
家永 善文	兵庫県自然保護指導員
石井 宏治	兵庫県弁護士会姫路支部
岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
浦上 文男	一般社団法人姫路薬剤師会 会長
小河 晶子	姫路大学 教育学部 教授
小島 理沙	京都経済短期大学 准教授
清水 大輔	公益社団法人姫路青年会議所 理事長
杉江他曾宏	兵庫県立大学 名誉教授
通山 由美	姫路獨協大学 薬学部 教授
中川 公恵	神戸学院大学 薬学部 教授
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
長田 秀人	姫路市連合自治会 副会長
中野 和子	一般社団法人姫路市医師会
西村 正喜	姫路獨協大学 人間社会学群 准教授
笹井公美子	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
長谷川尚吾	連合兵庫西部地域協議会 副議長
花嶋 温子	大阪産業大学 デザイン工学部 准教授
林 叔子	姫路経営者協会 副会長
藤田美知枝	姫路大学 教育学部 教授
星尾 隆文	姫路市漁民組合連合会 会長
山村 充	兵庫県立大学 環境人間学部 学部長
吉田 裕康	姫路商工会議所 専務理事

□ 姫路市環境審議会審議事項

審議事項
○ 公害防止事業（浜手緩衝緑地）に係る公害防止事業費事業者負担について 昭和48年度（第2期事業）、昭和53年度（第3期事業）、昭和56年度（第4期事業）、昭和60年度（第5期事業）、平成5年度（第6期事業）
○ 公害防止事業（浜手緩衝緑地）に係る費用負担計画の変更について 昭和51年度（第2期事業）、昭和59年度（第4期事業）
○ 公害防止事業（浜手緩衝緑地）に係る管理費の事業者負担について 昭和51・54・55年度（第2期事業）、昭和57・60年度（第2・3期事業）、昭和59・61年度（第4期事業）、昭和63・平成3・6・9年度（第2・3・4・5期事業）、平成11年度（第6期事業）、平成12・15年度（第4・5・6期事業）、平成18年度（第5・6期事業）、平成21年度（第5・6期事業）、平成24年度（第5・6期事業）、平成27年度（第6期事業）、平成30年度（第6期事業）
○ 環境影響評価に関すること ・関西電力(株)姫路発電所5・6号機増設について（平成2年度）
○ 条例・規則等に関すること ・姫路市公害防止条例について（昭和47年度） ・姫路市公害防止条例規則について（昭和48年度） ・姫路市公害防止条例規則の改正について（平成3年度） ・環境基本計画の基本的な考え方について（諮問）（平成11年度 ※答申は12年度） ・環境に関する基本的な条例のあり方について（平成12年度） ・産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例のあり方について（平成14年度 ※答申は15年度） ・姫路市一般廃棄物処理基本計画について（平成19年度） ・「姫路市地球温暖化対策新実行計画（区域施策）（仮称）」のあり方について（平成21年度 ※答申は22年度） ・新姫路市環境基本計画について（平成24年度） ・姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例（仮称）のあり方について（平成25年度 ※答申は26年度） ・姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定及び姫路市一般廃棄物処理基本計画の策定について（平成29年度） ・姫路市環境基本計画の策定について（令和元年度、令和2年度）
○ 生活環境対策に関すること ・降下ばいじん対策の在り方について（平成18年度 ※答申は19年度）

令和3年版（2021年版）姫路の環境（第56号）  
—姫路市環境基本計画報告書—

編集発行 姫路市環境局環境政策室  
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
TEL 079-221-2468 FAX 079-221-2469

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002449.html>

発行年月 令和4年（2022年）3月